会報

けやき

No.88
2022.1

3つのSで、地域に愛され信頼される環境産業へ

一般社団法人
埼玉県 環境産業 振興協会
Saitama Industrial Waste Management Association

会　報　けやき

No.88　2022.1

＝年頭所感＝
（一社）埼玉県環境産業振興協会会長　小林　増雄 …… 1
埼玉県知事　大野　元裕…… 2
さいたま市長　清水　勇人…… 4
川越市長　川合　善明…… 5
越谷市長　福田　晃…… 6
川口市長　奥ノ木信夫…… 7
2021年秋の叙勲伝達式　小林増雄氏（埼玉県環境産業振興協会会長）
旭日双光章！！…… 8
副会長・亀井寿之氏に環境大臣表彰…… 9

＝協会事業報告＝
災害廃棄物の処理支援に係る正副班長会議を開催…… 10
令和３年度地区懇談会の開催結果について…… 11
収集運搬業研修会を開催…… 12
安全衛生パトロール事業の実施結果について…… 13
青年部・女性部会の活動報告…… 15
【SDGsから見た廃棄物処理とお片付け】セミナーの開催 …… 16

＝協会からのお知らせ＝
プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の政省令・告示についての要望…… 17
建設汚泥処理物等の有価物該当性に係る第三者認証の開始について…… 18
ホームページリニューアルのお知らせ…… 19
会員への「けやきニュース」配信サービス申込手順…… 19
安全衛生規程を作ろう～作成ツールを使って簡単に～…… 20
実務研修会開催のお知らせ…… 20
＜今後の埼玉県内許可講習会の試験日程について＞…… 21
新規協会入会者のお知らせ…… 22

＝埼玉県等からのお知らせ＝
埼玉県環境SDGs取組宣言企業制度について（環境政策課・寄稿） …… 23
3S運動の広がりについて（産業廃棄物指導課・寄稿）…… 24
産業廃棄物処理施設の更新等に係る手続の運用変更について
（産業廃棄物指導課・寄稿）…… 26
石綿含有産業廃棄物（石綿含有仕上塗材）の取扱いについて
（産業廃棄物指導課・寄稿）…… 28
高濃度PCB廃棄物の処分期限が迫っています（産業廃棄物指導課・寄稿） …… 30
プラスチック資源循環促進法で求められる事業者の取組について
（資源循環推進課・寄稿）…… 32
フロン類の回収が確認されない第一種特定製品の引き取りは禁止されています
（大気環境課・寄稿）…… 33
SAITAMAリバーサポーターズプロジェクト～未来への流れを、埼玉の川から～
（水環境課・寄稿）…… 35
埼玉県内の廃棄物処理業での労働災害発生状況（埼玉労働局・寄稿） …… 36

＝御案内一覧＝
入会案内・マニフェスト購入案内、広報紙・ホームページに広告、収集運搬ドライバーの手引き …… 38
新年名刺広告…… 45
会員広告

年頭所感

一般社団法人埼玉県環境産業振興協会
会長　小林　増雄

会員の皆様には、輝かしい新春をお迎えのことと、心からお慶び申し上げます。

当協会の事業活動につきましては、日ごろから、会員並びに賛助会員の皆様をはじめ、行政機関や関係団体の方々の深い御理解と、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、昨年は、一昨年に続き、新型コロナウイルス感染症が県民生活や社会経済活動に甚大な影響をもたらした一年でした。秋口以降、新規感染者数は抑えられているものの、依然として第六波の懸念が消えていません。

更に昨秋には追い打ちをかけるように原油価格の高騰にも見舞われ、収集運搬車両や処理設備の燃料コストの増加は新型コロナウイルス対策とも相まって、当業界に深刻な影響を与えました。

こうした中にあっても、廃棄物処理は、国民生活を維持し経済を支える必要不可欠な社会インフラでありコロナ禍にあっても停滞の許されない重要な業務です。本年も引き続き、協会では誇りを持って、県民生活や産業活動を維持する役割を担っていく所存です。

さて、昨年11月、英国グラスゴーで国連気候変動枠組条約締約国会議、いわゆるCOP26が開催されました。難航の末、世界の平均気温の上昇を「1.5度に抑えるための努力を追求することを決意する」とした成果文書が11月13日に採択され閉幕しました。今後、当業界にも少なくない影響が予想されますが、資源循環型社会の構築を担う当協会としては率先して地球温暖化防止のための具体的な対策に取り組むべきと考えます。今後の動向を注視したいと思います。

また、新型コロナウイルス感染拡大により、デジタル化に遅れを取っていた我が国も否応もなくテレワークやオンライン会議などデジタル化を進めざるを得なくなりました。今なお、各般各層で手探りの取り組みが続いています。まさに前触れもなくデジタル化の荒波に放り込まれた、と言っても過言ではない状況であると思います。

しかし、当業界も、処理部門や事務部門におけるデジタル化に遅れを取ってはならないと考えます。深刻化する人手不足の中、IT化やAI（人工知能）の活用などによる業務の効率化は避けては通れない課題だと思うからです。DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進による業務効率化の取組は資源やエネルギーの浪費や無駄を省き地球温暖化防止対策にも繋がるものと思われます。

協会としては、地球環境問題への貢献や資源循環型社会の形成という大きな目標に向けて、なお一層励んでいきます。

皆様と一緒に果敢に困難に立ち向かい、ともに手を取り合って地元埼玉県の明るい未来を切り開いてまいりましょう。

結びに、会員の皆様方が、今年も健康で、益々御活躍されることを、心から御祈念申し上げまして、新年の御挨拶とさせていただきます。

令和４年知事年頭挨拶
「未来につなぐ、日本一暮らしやすい埼玉の実現へ」

埼玉県知事
大野　元裕

明けましておめでとうございます。一般社団法人埼玉県環境産業振興協会の皆様には健やかに令和４年の新春をお迎えのこととお喜び申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の流行は、世の中の在り方を一変させましたが、先人たちが力強く埼玉県を発展させ、新たな日々を重ねてきたように、東京2020オリンピック・パラリンピックの開催、埼玉150周年を契機に、より良い埼玉へと新しい一歩を記さなければならないという強い決意の下、新年を迎えました。

一昨年来続く、新型コロナウイルス対策ですが、未知のウイルス故に確立した対処法がない中で、模索しながらも、県としての戦略と戦術を定めこれまで様々な施策を進めてきました。

皆様には、長きにわたる不要不急の外出自粛や営業自粛要請などの感染拡大防止に、格別の御理解と御協力をいただきましたことに改めてお礼を申し上げます。

また、医療関係者や廃棄物処理業者をはじめエッセンシャルワーカーの皆様の命懸けの奮闘に対し、深く敬意を表するとともに、心から感謝を申し上げます。

ワクチン接種も進んではいるものの、今後の感染状況の変化に備え医療提供体制等の強化を図っており、引き続き、強い危機感と緊張感を持って対応してまいります。

それと同時に、ポストコロナを見据え、県内経済への影響を最小限に抑え、感染症と共存できる強い埼玉県経済を構築していくことも重要であると考えております。

本県は今、感染症の拡大を契機とした新しい生活様式や新たな社会への変革、今後迎える人口減少社会や異次元の高齢化、更には自然災害の激甚化・頻発化など大きな変化の時期を迎えています。激動の時代にあって、未来を切り開いてきた人物として思い浮かぶのは、やはり本県が誇る三偉人ではないでしょうか。渋沢栄一、荻野吟子、塙保己一それぞれが、高い志と不屈の精神で偉業を成し遂げられました。

中でも、渋沢翁の「論語と算盤」の精神は、経済成長と環境や社会の調和を図る正にSDGsの精神そのものであり、その先見の明と志の高さには敬服の念に堪えません。

私も埼玉県知事として、「埼玉版SDGsの実現」を掲げて誰一人取り残さない社会の実現を目指していますが、渋沢翁の精神を受け継ぎ、自らの信念を貫き、大胆かつ革新的な手法で取り組んでまいります。

新型コロナウイルスを契機としてテレワークやオンライン会議が普及し、東京都から本県に移り住む方が増えるなど、新たな働き方や暮らし方が進んでいます。このような社会の変化とともに、AIやIoTといったデジタル技術の活用に注目が集まっています。

本県でも埼玉県DX推進計画に基づき、具体的な取組や工程を示すロードマップを昨年12月に策定しました。今後、官民問わず様々な分野で変革を促すデジタル・トランスフォーメーション（DX）を重点的に推進してまいります。

社会全体のDXの実現は、産業構造や働き方・暮らし方などに大きな変革をもたらし、社会に対

する様々な課題を解決するとともに、生活をより安心・安全、便利で、豊かに変える大きな可能性を秘めています。

埼玉の更なる成長を加速させるため稼げる力の向上に取り組み、県内中小企業に対して、デジタル化によるビジネスモデルの転換支援を進めるほか、農林業や観光業をはじめとしたあらゆる産業でオンライン活用による新たな需要の創出を図っていきます。

また、東京2020オリンピック・パラリンピック大会のレガシーとして、更なるスポーツの振興や国際交流、ひいては共生社会の実現などを次代へ引き継いでいきたいと考えています。県主催で行っているボッチャ大会は、障害の有無に関わらず参加することができます。昨年11月の大会には私自身も参加しましたが、スポーツとして純粋に楽しむことができました。このような取組を通して互いを理解し、共に支え合う気運が高まることを期待しています。

昨年９月に始まった日本初の女子プロサッカーリーグであるWEリーグは、スポーツを通じた女性活躍やジェンダー平等にも取り組んでいます。県としてもWEリーグを応援していきます。

ぜひ、皆様と共に私たちで、性別に関わらず、誰もが自分らしく活躍できる「日本一暮らしやすい埼玉」を実現していきましょう。

今年の干支は「寅（とら）」ですが、勇気と冒険心のイメージを持つ虎にあやかり、ポストコロナを見据え、皆様とともに「ワンチーム埼玉」で力強く勇気を持って新たなチャレンジをしてまいります。

結びに、貴協会の益々の御発展と、会員の皆様の御健勝、環境産業としての更なる御活躍を心からお祈り申し上げ、年頭の挨拶とさせていただきます。

新年のご挨拶

さいたま市長
清水　勇人

明けましておめでとうございます。令和４年の新春を迎え、一般社団法人埼玉県環境産業振興協会及び会員の皆様には、謹んで新年のお慶びを申し上げます。また、日頃より本市の廃棄物行政に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨年は、新型コロナウイルスの感染拡大により、３回目の緊急事態宣言が発令され、本市においても災害時と言っても過言ではない状況となりました。そのような中、外出の自粛や新しい生活様式の実践による感染防止対策などの市民、事業者の皆様の御協力により、また、ワクチン接種率の増加も相まって、社会経済活動の活性化に向けた取り組みが徐々に始まってまいりました。

本市といたしましても引き続き、国や県と情報を共有し連携を強化しながら、新たな変異株による脅威への対応など、感染再拡大への備えに全力で取り組んでまいります。

さて、本市は昨年５月に誕生20周年を迎えました。これまでの20年間の都市づくりは、まさに首都圏有数の大都市にふさわしい都市の基盤を築いていくというもので、その先にある「さいたま市の新時代」に向けた更なる成長・発展のための基礎を作り上げる期間ともいえるものでした。人間に例えるならば、まさに生まれてから成人するまでの20年間に相当するものだといえるかもしれません。

本市では、これまでの都市づくりの成果もあって、現時点では人口の増加が続いていますが、令和12（2030）年頃には、いよいよ人口減少局面が到来すると予測されています。私たちの世代から次の世代へ、本市が将来にわたって持続可能な都市として成長・発展していくためには、人口がピークを迎えるまでの10年間が、これまで以上に重要な期間になると考えています。

成人を迎えた本市が、この「運命の10年」を乗り越え、21世紀半ばを見据えた「さいたま市の新時代」という次のステージへと飛躍するべく、市民や事業者等の皆様とともにより一層の決意と情熱をもって都市づくりを進めていくための羅針盤として、「2030さいたま輝く未来と希望（ゆめ）のまちプラン」を昨年策定しました。

この計画の環境分野の柱のひとつに「ともに取り組み、参加する　めぐるまち（循環型都市）の創造」を掲げ、様々な施策を展開しているところでございます。めぐるまちの実現のためには、市民・事業者・行政の協働は不可欠ですが、環境産業に携わる皆様との連携は特に重要であると考えております。貴協会及び会員の皆様におかれましては、今後ともより一層のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

結びに、貴協会の御発展と会員皆様の御健勝、御活躍を心からお祈り申し上げ、年頭の挨拶とさせていただきます。

新年のご挨拶

川越市長
川合　善明

明けましておめでとうございます。
一般社団法人埼玉県環境産業振興協会の皆様及び会員の皆様におかれましては、健やかに新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。

また、日頃より当市の廃棄物行政に対しまして、ご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨年は、新型コロナウイルス感染症の拡大により三度緊急事態宣言が発出されるなど、大きな影響がありました。そのような中にあって、廃棄物処理の最前線で社会インフラの維持のため奮闘された皆様に深く敬意を表しますとともに、重ねて感謝申し上げます。

さて、昨年コロナ禍で１年間の延期を余儀なくされた東京2020オリンピックのゴルフ競技が霞ヶ関カンツリー倶楽部で開催されました。世界のトッププレイヤーによって繰り広げられる熱戦と、日本人選手の目覚ましい活躍が、世界中へと配信され、川越の名とともに、多くの方の記憶に留められたことと思います。

また、５月には、恵み豊かな地球環境を将来世代に引き継ぐため、2050年CO2排出量実質ゼロの脱炭素社会の実現を目指し、「小江戸かわごえ脱炭素宣言　～2050年脱炭素社会の実現に向けて～」を表明いたしました。

今年は、川越市は市制施行100周年という節目を迎えます。江戸時代、城下町として栄え、新河岸川舟運を利用した物資輸送によって更に発展し、経済・文化面で豊かさを享受して来た背景のもと、大正11年に県内で初めて市制を施行、「川越市」が誕生しました。

これまでの先人の歩みに深く感謝するとともに、「人がつながり、魅力があふれ、だれもが住み続けたいまち川越」を実現するため、これからも全力で取り組んでまいります。

産業廃棄物に関する課題につきましては、今後も貴協会をはじめ、業界の皆様と連携の上、貴協会が目指されております生活環境の保全と公衆衛生の向上に努めて参りますので、皆様におかれましては、引き続きご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、貴協会の益々のご発展と、会員の皆様のご健勝をご祈念申し上げまして、年頭のご挨拶とさせて頂きます。

新春を迎えて

越谷市長
福田　　晃

新年おめでとうございます。一般社団法人埼玉県環境産業振興協会の皆様には、健やかに新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。また、日頃から市政の運営に対しまして格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨年10月の市長選挙におきまして、市民の皆様のご信託を賜り初当選させていただき、市政運営を担うことになりました。市長就任にあたり、約34万５千人の市民の責任者である市長という職責の重さを痛感し、新年に臨み決意を新たにしているところでございます。

昨年は、新型コロナウイルス感染症が猛威を振るい、夏時にはこれまで以上に新規感染者が急増するなど、社会全体に大きな影響を及ぼしました。ワクチン接種が進むにつれて感染状況は落ち着きを見せ、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置は解除されましたが、いつ再拡大するか予測がつかない状況にあります。厳しい状況が続く中においても、会員の皆様には国民生活を維持し経済活動を支える社会インフラとして安定的な業務の継続にご尽力いただいていることに心から感謝申し上げます。

さて、本市では令和３年４月から環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とした「越谷市環境管理計画」がスタートしました。この計画における基本目標の１つである資源循環型の地域形成を達成するため、市民・事業者との協働による資源循環の推進、排出事業者等による主体的なごみ減量・資源化の促進、産業廃棄物対策の推進などの施策を実施してまいります。

現在、新型コロナウイルス感染症の感染拡大、超高齢社会の進展、インフラの老朽化、加えて災害の頻発・激甚化など、社会全体そして行政が抱える課題は山積しています。市民の皆様に最も近い基礎自治体として、安定的で質の高い行政サービスを継続的に提供することで、「住んでいてよかったまち越谷」、「住み続けたいまち越谷」、「住みたいまち越谷」と感じていただけるよう明るい未来を創っていくことに粉骨砕身取り組んでまいりますので、貴協会及び会員の皆様におかれましては、本市の廃棄物行政の推進に一層のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

結びに、貴協会の益々のご発展と会員の皆様のご健勝とご活躍を心からお祈り申し上げ、年頭のご挨拶とさせていただきます。

新年のご挨拶

川口市長
奥ノ木信夫

明けましておめでとうございます。

一般社団法人埼玉県環境産業振興協会の皆様におかれましては、健やかに新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。

また、小林会長をはじめ、貴協会の皆様には日頃より市政の推進に特段のご理解とご協力を賜り、深く感謝申し上げます。

世界中で猛威を振るう新型コロナウイルス感染症との厳しい闘いも２年を超えようとしております。昨年は感染の大きな波が押し寄せ、多くの方が罹患する中、日常生活や経済活動の制約を余儀なくされた一年でありました。環境産業に携わる皆様におかれましては、様々なリスクや困難がある中で、公衆衛生の維持、向上に取り組んでいただきましたことに心より感謝申し上げます。ワクチン接種が進むとともに感染者数は減少いたしましたが、一方で、多くの変異株ウイルスも発生しており、本年も引き続き市民の大切な命と健康を守るため、新型コロナウイルス感染症対策に全力で取り組んで参ります。

さて、本市は東京都に隣接する利便性と、郊外に広がる豊かな自然を併せて享受できる恵まれた環境にあります。こうした本市の特性を活かし、選ばれるまちづくりを進める一環として、現在、様々な事業を進めております。首都高速川口パーキングに隣接するイイナパーク川口は、豊かな自然を未来の子どもたちへ繋げる環境学習の場として、更には屋内遊具施設や公園区域を備えたハイウェイオアシスとして整備しております。また、市民の憩いの場であるグリーンセンターには、生物と触れ合える昆虫の森や、フィールドアスレチックなどを新たに設置いたします。どちらも今春オープン予定ですので、皆様も是非お立ち寄りください。更に、一般廃棄物処理施設である新戸塚環境センター建設事業では、綾瀬川に隣接し周辺に貴重な自然が残されている立地を活かし、敷地の一部に様々な樹木を植栽するとともに、啓発施設を備えた環境学習の場を整備する予定でございます。

本年は、本市が平成30年に中核市に移行し、産業廃棄物に関する事務を所管してから５年目にあたります。より成熟した中核市となるため、現在、様々な事例の蓄積の途上であり、今後とも貴協会のお力添えをいただき、共に持続可能な社会の実現に向けた取り組みを進めて参りたいと考えておりますので、ご協力の程、よろしくお願い申し上げます。

結びに、貴協会の益々のご発展と、会員の皆様のご健勝とご多幸、更なるご活躍を祈念申し上げ、新年の挨拶とさせていただきます。

2021年秋の叙勲伝達式
小林 増雄 氏（埼玉県環境産業振興協会会長）
旭日双光章！！

令和３年11月29日（月）に秋の叙勲伝達式が埼玉県環境部長室で行われました。

旭日双光章を受章された小林氏は、平成６年５月から社団法人埼玉県産業廃棄物協会（平成25年４月１日からは一般社団法人埼玉県環境産業振興協会に移行）の理事として職務に忠実に献身し、その後、常任理事、副会長を経て、平成28年６月から３代目の会長に就任し現在６年目を迎えています。

会長に就任後、毎年、排出事業者や産業廃棄物処理業者に対し各種講習会や研修会を開催し、法令順守、労働安全衛生管理や事故防止の徹底など関係事業者の資質向上に尽力されてこられました。

特に、県と連携して、産業廃棄物処理業から環境産業へのステージアップ事業を推進し、業界全体の資質向上に熱心に取り組んでおられます。

（左端：堀口浩二産業廃棄物指導課長、右端：小池要子県環境部長）

また、令和元年台風19号に際しては、災害廃棄物処理の支援活動を展開されました。台風による堤防決壊、河川氾濫による一般県民の家屋損壊、浸水被害に対し、会長として行政機関との連携を図りつつ、台風通過翌日には大規模な被害を受けた県内２市の支援活動を開始するなど迅速な対応を指揮されました。

さらに、新型コロナウイルス感染症対策については、積極的に取り組み、業界への影響調査の実施や感染予防資材の配布等を行っておられます。

こうした功績が今回の受章に繋がったものと思われます。

副会長・亀井寿之氏に環境大臣表彰

当協会副会長の亀井寿之氏が、令和３年度循環型社会形成推進功労者等環境大臣表彰（産業廃棄物関係事業功労者）を受賞されました。第19回産業廃棄物と環境を考える全国大会で表彰式が行われる予定でしたが新型コロナの影響で同大会が中止となったことから、11月30日に県環境部長室にて小池要子県環境部長より表彰状が授与されました。

栄えある受賞、誠におめでとうございました。

左：堀口産業廃棄物指導課長　右：小池県環境部長

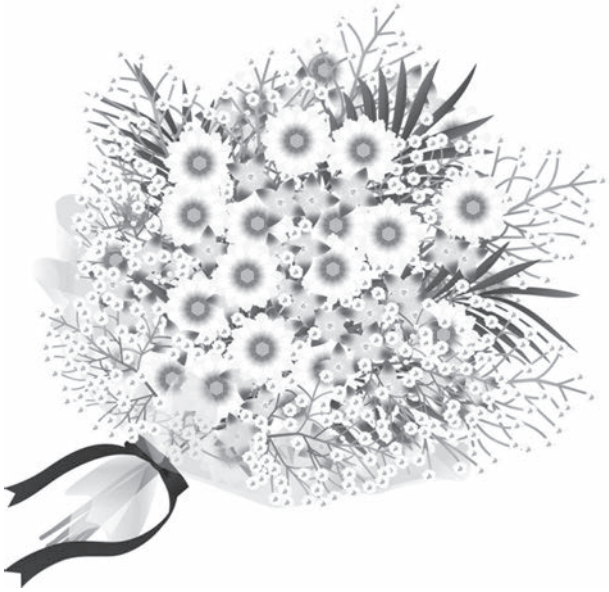

災害廃棄物の処理支援に係る正副班長会議を開催

１．背景

台風、地震などの被災地で発生した災害廃棄物は、一般廃棄物に位置付けられ市町村が処理を行うことになっています。しかし、これまでの経験では、被災の翌日頃から家財道具等の多量の廃棄物が市町村の仮置場に持ち込まれるため、市町村の処理能力だけでは限界があります。

協会では、県と締結した協定に基づき、会員企業が有する資機材と処理技術を用いて仮置場の運営管理や廃棄物の処理を行い、被災地域の速やかな復興を支援しています。

近年の事例では、越谷市、熊谷市における竜巻災害（平成25年）、東松山市、坂戸市における台風19号（令和元年）で発生した災害廃棄物について、会員企業の協力により処理支援を行いました。

２．今後の支援強化について

協会では、会員企業の資機材・人材等の保有状況や災害時の支援活動への参加について定期的に調査を行っています。その結果、多数の会員企業から災害時の支援が可能との回答がありました。今後は、支援の気持ちを具体的な活動に参加できるような仕組みへと発展させ、地域社会への貢献に努めていく予定です。

これまで県内で発生した自然災害は、限定的な地域の被災で済みましたが、気候変動の影響により今までに経験のない大規模な災害の発生も予想されています。そのため、協会内の支援体制の強化とあわせて、発災時の迅速な初動対応が可能となるように会員企業と地元市町村との連携を深めてまいります。

３．正副班長会議の開催

令和３年７月27日（火）、さいたま共済会館（さいたま市）において、災害廃棄物の処理支援に係る正副班長会議を開催しました。協会では、「災害時の初動緊急対応に係る地区別体制」を整備し、班長、副班長、班員の会員企業35社で構成するチームを県内４地区に分けて配置しています。

この会議は、発災時の初動緊急対応を確実なものとするために開催したもので、災害支援の中心的役割を担う班長、副班長が出席して、支援に当たる際の心構えの徹底や実際の現場でないと分からない苦労話、課題等の伝達を行いました。

また、講師から、仮置場の分別を徹底すること、仮置場の管理責任者を育成すること、仮置場の分別配置図などを記載した仮置場モデルを作成すること、市町村と会員企業が締結する標準契約書・単価表を作成することなど、今後に向けた具体的な提言がありました。

災害廃棄物の処理支援に係る正副班長会議の議題

１．令和元年千葉県災害廃棄物処理の記録と今後の備え
　(一社)千葉県産業資源循環協会作製ビデオ上映
２．災害廃棄物仮置場の運営管理について
　講師：亀井産業㈱　取締役営業部長　蜂須隆一
３．令和元年台風19号で発生した災害廃棄物の処理支援について
　講師：(一社)埼玉県環境産業振興協会
　　専務理事　半田　順春

令和３年度地区懇談会の開催結果について

本年度の地区懇談会を以下により開催しました。関係行政機関職員のほか多くの会員の皆様に御参加頂きありがとうございました。当局の丁寧な御説明を受け貴重な情報入手機会となりました。

なお新型コロナウイルス拡大に伴い９月30日の東部・越谷地区懇談会は中止となりました。

１．開催結果の概要

御出席の各機関からは「管内の産業廃棄物の現状と課題等について」、県産業廃棄物指導課からは「産業廃棄物処理施設の更新及びその一部の交換に係る手続きについて」、県資源循環推進課からは「災害廃棄物の処理に係る特例」「第９次埼玉県廃棄物処理基本計画」について御説明があり、その後、あらかじめ会員から頂いた質問について行政から回答がありました。

２．日程・会場

開催地区	会　場	出席者		日　程
中　央 （出席者：30人）	さいたま共済会館 602会議室	・齊藤副会長 ・木下委員長	・会員 ・県・政令市職員	10月12日（火） 午後２時30分～４時
北部・秩父 （出席者：40人）	熊谷文化創造館 さくらめいと会議室１	・齊藤副会長 ・木下委員長	・会員 ・県職員	11月15日（月） 午後２時30分～４時
西部・東松山 （出席者：44人）	ウエスタ川越 活動室１．２	・齊藤副会長 ・木下委員長	・会員 ・県・政令市職員	12月６日（月） 午後２時30分～４時

中央地区　10月12日（火）

北部・秩父地区　11月15日（月）

西部・東松山地区　12月６日（月）

収集運搬業研修会を開催

協会では、12月10日（金）、さいたま共済会館（さいたま市）で収集運搬業研修会を開催しました。会員企業の多くは収集運搬業を営んでおり、その業務に携わるドライバーや運行管理者等を対象としたものです。広い会場で参加人数を制限するなど新型コロナウイルス感染防止対策を徹底して対面方式で開催しました。

当日は、会員約90名の参加のもと、野崎鉄也協会副会長の主催者挨拶で始まり、福田寛栄委員長の進行で講演が進みました。最初の講演は、県産業廃棄物指導課田口主査から「ドライバーが知っておくべき廃棄物処理法の基礎知識」と題して、日常業務に必要なマニフェストの仕組や委託契約の締結など、法令を分かりやすくかみ砕いた説明がありました。続いて労働安全コンサルタントの二階堂氏から「収集運搬作業における労働災害の防止」と題して、災害が多発している作業とその防止対策について講演がありました。また、道路交通標識の理解度を試すテストに参加者全員が取り組み、緊張感を持った講演となりました。

最後に、会員企業の大村商事㈱の大村相哲氏から「安全運転管理とドライバーの意識改革について」と題して、同社が取組んでいる安全運転の社員教育について講演がありました。事故発生の原因を徹底的に分析して、ドライバーに事故を起こさない習慣をつける（安全行動が癖になるまで繰り返し行う）と言う独自の取組は大変参考となるものでした。

収集運搬業にあっては、講師の確保が難しいなどの理由で体系的な社員研修が実施できない会員もありますので、今後もドライバー向けの研修会を継続していく予定です。

令和３年度・収集運搬業研修会次第

１．あいさつ
　(一社)埼玉県環境産業振興協会
　　副会長　野崎　鉄也
２．講演１　ドライバーが知っておくべき廃棄物処理法の基礎知識
　　（講師）埼玉県環境部産業廃棄物指導課
　　主査　田口　知孝　氏
　講演２　収集運搬作業における労働災害の防止について
　　（講師）二階堂労働安全コンサルタント事務所
　　二階堂　久　氏
３．事例発表　安全運転管理とドライバーの意識改革について
　　（講師）収集運搬活性化事業委員会委員
　　大村商事㈱　大村　相哲　氏
４．報告事項　収集運搬ドライバーの手引きの作成について
　　協会事務局

会場の様子

安全衛生パトロール事業の実施結果について

安全衛生パトロールは、新型コロナウイルスの感染防止に配慮するとともに企業秘密の漏洩防止を徹底して実施いたしました。11月９日に㈱ショーモン ミッションランド（久喜市）と㈱アルファサポート（伊奈町）を、また、11月24日に㈱木下フレンド（所沢市）と㈱クマクラ（三芳町）を、亀井寿之副会長、野寺貴之安全衛生事業委員長ほか同委員数名と事務局でお訪ねしました。各事業所から安全対策の概要について御説明を受け、30分程度現場の巡回を行い、その後、質疑応答・意見交換が熱心に行われました。

１．班体制

	11月９日（火）	11月24日（水）
班員	班長：亀井寿之副会長 班長：野寺貴之委員長 班員：梁川哲理事（新和環境㈱） 原　圭（㈱環境サービス） 渡邊紗斗美（㈱タカヤマ） 半田専務理事 金子常務理事 事務局：高橋、石田	班長：亀井寿之副会長 班長：野寺貴之委員長 班員：今野勇理事（(有）丸新） 宮田仁史理事㈱ケイ・エム環境 原　圭（㈱環境サービス） 鈴木拓海（㈱三栄興業） 半田専務理事 金子常務理事 事務局：高橋、石田

次第

① 挨拶　亀井副会長（班長)、班員紹介（自己紹介）
② 訪問会社から挨拶、概要説明
　御挨拶及び廃棄物処理の概要、安全対策の概要について
③ 現場の巡回
　御担当者が中心となって30分程度で現場の巡回。
④ 参加者による意見交換
　事前に御用意いただいた御社の課題や班員に対しての質問事項を中心に意見交換。
⑤ 終了の挨拶（野寺委員長）

パトロール実施状況風景１回目（11月９日（火）11時から15時）

㈱ショーモン様

㈱アルファサポート様

パトロール実施状況風景２回目（11月24日（水）11時から15時）

㈱木下フレンド様

㈱クマクラ様

青年部・女性部会の活動報告

青 年 部 会 活 動 状 況

【各種活動内容】

１．青年部事業

①役員会及び全体会議の開催
月１回開催

②※１視察研修会等の開催（ハイブリッド形式）
12月17日

③対外事業（全国協議会・関東ブロック等）　随時

④産業廃棄物に関する情報収集及び提供　随時

⑤会報・ホームページ・れん楽網等の情報提供及び活動報告　随時

⑥会員拡大活動　随時

⑦親会事業協力　随時

⑧※２社会貢献事業（青年部PV動画作成）協会YouTubeチャンネル及び複写して関係機関等へ配布予定。　12月中予定

※１

令和3年度埼玉県環境産業振興協会青年部会リモート施設研修会を開催

12月17日（金）　会場：さいたま共済会館でリモートでの参加も可のハイブリット型。

≪タイムスケジュール≫

●14：00から幹事会開催

●15：00からリモート施設見学会開始

見学工場は「㈱ウム・ヴェルト・ジャパン」「㈱タカヤマ」からライブ中継。

※２

環境部長室にて、小池要子環境部長にPV動画へ御出演いただきました。

（小池環境部長　２列目右から２番目）

【SDGsから見た廃棄物処理とお片付け】セミナーの開催

女性部会（部会長　栃原綾子、会員12名）では、令和３年11月26日（金）に古川めぐみ氏（アメイジー株式会社）を講師としてお迎えし、「SDGsから見た廃棄物処理とお片付け」についてお話を頂きました。

女性部会では初の試みとなる、対面とオンラインのハイブリット形式で行いました。

青森協会（１名）、東京協会（３名）、福井協会（２名）、長野協会（１名）、愛知協会（６名）、兵庫協会（２名）、熊本協会（１名）、埼玉協会（対面６名、オンライン５名）計27名が参加し、大変有意義なセミナーとなりました。

講師の古川めぐみ氏からは、部会員の知りたい内容をわかりやすくお話頂き、大変勉強になりました。

講師

古川（こがわ）めぐみ　氏

【プロフィール】
アメイジー株式会社　代表
［お片づけ・生前遺品整理実務・
片づけセミナー・古物商］
BOR＝Blue old river（ブルーオールドリバー）運営
［廃材＆アップサイクル拠点］
環境カウンセラー、整理収納アドバイザー　他

女性部会では、会員を募集しています。お問合せは協会事務局までお願いします。

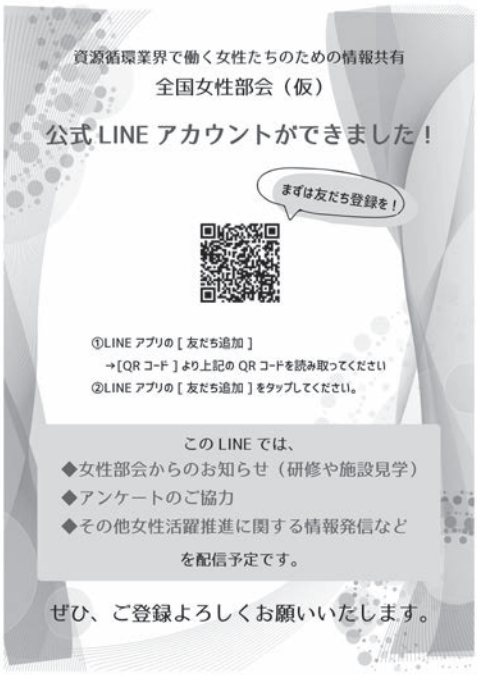

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の政省令・告示についての要望

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が令和３年６月11日に公布され、**令和４年４月１日に施行**されます。

同法の政令・省令・告示（案）が令和３年８月23日付けで公表されたことから全国産業資源循環連合会は令和３年**９月１日付けで、この（案）に対する要望書（要望事項：11項目）を環境省に提出**しました。

当業界にとっての、この法律のポイントは、以下のとおり、**製造・販売事業者等**や**排出事業者**が**大臣の認定**を受けた場合は**廃棄物処理法の処理業許可が不要**になる点です。

＜製造・販売事業者等による自主回収＞

・**製品製造・販売事業者等**が自主回収・再資源化する計画を作成

・主務大臣が計画を認定した場合、認定事業者は廃棄物処理法の**処理業許可が不要**

＜排出事業者の排出抑制・再資源化＞

・**排出事業者等**が再資源化計画を作成

・主務大臣が計画を認定した場合、認定事業者は廃棄物処理法の**処理業許可が不要**

こうした点を考慮し、全産連は、例えば「要望事項９」において以下のように要望しています。

「自主回収・再資源化事業計画の認定要件である能力及び施設の基準については、次の事項を反映していただきたい。

①産業廃棄物の処理に該当する申請者等の能力及び施設の基準に係る審査については、当該申請者等に一定の講習及び研修の受講を義務付けることとしていただきたい。また、当該基準の審査については、**産業廃棄物処理業の許可と同等の厳格な審査**を行っていただきたい。

②一方、申請者等の中の産業廃棄物処理業者に対する能力及び施設の基準の審査においては、当該事業者が有する業許可及び施設設置許可の内容を考慮し、省略等が可能な審査については省略等を行うこととしていただきたい。」

要望内容は全産連ホームページからhttps://www.zensanpairen.or.jp/activities/demand/

建設汚泥処理物等の有価物該当性に係る第三者認証の開始について

公益財団法人**産業廃棄物処理事業振興財団が、「建設汚泥処理物等の有価物該当性に係る認証」を令和３年８月20日に開始**しました。環境省通知（＜参考＞参照）に示された独立・中立的な第三者の一つとして、同財団が有価物該当性に係る審査及び認証を行う業務を実施するものです。

対象品は、**①建設汚泥再生品、②廃コンクリート再生砕石、③ハイブリッドソイル**をとするが、**当分の間**は**公共工事**に用いられるものに限る、とされています。

第三者認証の各種資料（概要、実施要領、審査基準、各種様式、Ｑ＆Ａ等）は、次のホームページからダウンロードできます。https://www.sanpainet.or.jp/service03.php?id=43

なお、同財団から認証を受けた場合、**製造された時点で有価物扱い**になります。

＜参考＞令和２年７月20日付け環循規発第2007202号（環境省・廃棄物規制課長通知）

①建設汚泥処理物等が法第２条に規定する廃棄物に該当するかどうかは、その**物の性状、排出の状況、通常の取扱い形態、取引価値の有無**及び**占有者の意思**等を**総合的に勘案して判断**すべきものであるが、各種判断要素の基準を満たし、かつ、**社会通念上合理的な方法で計画的に利用されることが確実であることを客観的に確認できる場合**にあっては、建設汚泥やコンクリート塊に中間処理を加えて当該建設汚泥処理物等が**建設資材等として製造された時点において、有価物として取り扱う**ことが適当である。

②具体的には、仕様書等で規定された用途及び需要に照らして適正な品質及び数量である建設汚泥処理物等が、飛散・流出又は崩落等の生活環境の保全上の支障や品質の劣化を発生させずに適切に保管され、当該仕様書等に従って客観的にみて経済的合理性のある有償譲渡として計画的に搬出され、再生利用されることが確実であることを確認する必要がある。

③ここで、再生利用される建設汚泥処理物等が、「需要に照らして適正な品質及び数量である」かどうかや、「有償譲渡として計画的に搬出され、再生利用されることが確実である」かどうかは、処理又は製造及びそれらの管理の計画書や、再生利用の実施に関する中間処理業者と当該建設汚泥処理物等を利用する事業者との間の確認書又は再生利用の実施を確認できる書類（法令に基づき公的機関等により認可等された工事であることを証明する書類、工事発注仕様書、再生資源利用促進計画書、その他の事前協議文書等）を確認することで足りる。また、「建設汚泥処理物の廃棄物該当性の判断指針について」の第二の三に示したように、建設汚泥処理物等は建設資材や製品の原材料としての広範な需要が認められる状況にはないため、建設資材や原材料としての市場が一般に認められない利用方法の場合にあっては、再生利用されることが確実であることを確認できる書類等により、当該利用方法に特段の合理性があることを確認されたい。

④上述の点を踏まえた建設汚泥処理物等の有価物該当性について、都道府県（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第27条に規定する市を含む。）や公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第４条の規定による認定を受けた法人等、建設汚泥処理物等に係る処理事業者や製造業者に当たらない独立・中立的な**第三者が**、透明性及び客観性をもって**認証する場合**も、建設汚泥やコンクリート塊に中間処理を加えて当該建設汚泥処理物等が建設資材等として**製造された時点において有価物として取り扱う**ことが適当である。

ホームページリニューアルのお知らせ

日頃より、埼玉県環境産業振興協会のホームページをご利用いただき、誠にありがとうございます。

令和３年10月１日、ホームページの全面リニューアルをいたしました。

当ホームページは、スマートフォンやタブレット端末からもご覧いただけるレスポンシブサイトで作成してます。

今後とも、内容の充実を図るとともに、わかりやすく・最新の情報を発信してまいりますので、何卒よろしくお願い申し上げます。

URL　https://saitama-sanpai.or.jp/

会員への「けやきニュース」配信サービス申込手順

■事務局から会員企業への通知について電子メールによる**情報配信サービス「けやきニュース」（無料）を10月１日から開始しており好評を得ているところです。**

■このサービスは当面、**希望する会員のみへのサービス**としますが行く行くは全会員の皆様に御登録を頂きたく考えています。

■御希望の会員は**以下の手順に従って事務局宛てに申し込み**をお願いいたします。

■なお、希望の有無にかかわらず**郵送による情報提供サービスは継続**されます。

【申込手順】

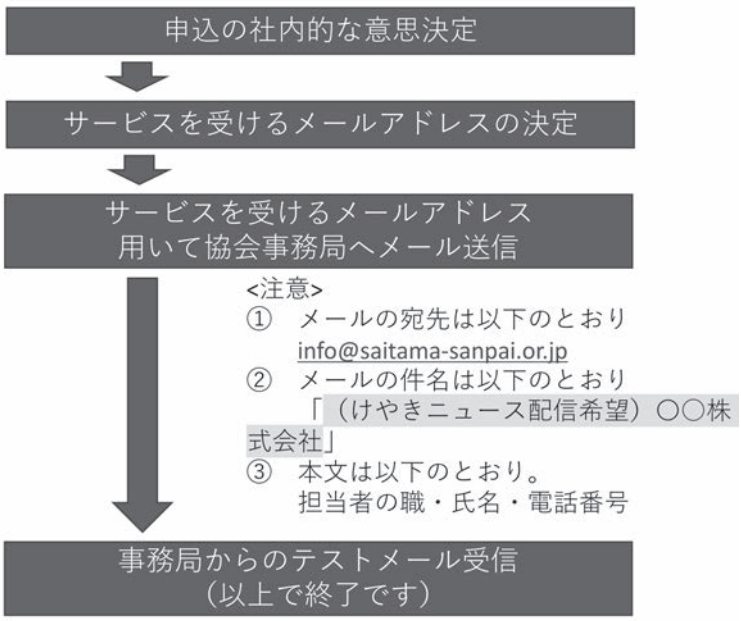

安全衛生規程を作ろう
～作成ツールを使って簡単に～

安全衛生規程は、労働災害防止を組織的かつ効果的に進めるために、安全衛生管理体制や従業員の遵守事項等の基本的事項をわかりやすく具体的に明文化したものです。誰が、どのような責任をもって、何をするのか、などのルールを定めて労使一体となって取り組むものです

昨年度の調査では、会員企業の作成状況は約３割と少ない状況です。そこで、令和４年度労働災害防止計画の重点課題に選定して、協会として取り組むことといたしました。

安全衛生規程を未作成の場合は、速やかな作成に御協力をお願いします。

【作成ツールの使用手順】

１．連合会HP（下記URL）に掲載されている「安全衛生規程作成支援ツール」を利用すれば、社名、従業員人数、処理内容等の数項目を入力するだけで簡単に作成ができます。
https://www.zensanpairen.or.jp/disposal/safety/

２．作成された安全衛生規程は、修正・削除を行い会員企業の現状に合った安全衛生規程を作成してください。

３．協会では、安全衛生規程作成研修会を開催予定です。会員の皆様の御参加をよろしくお願いします。

実務研修会開催のお知らせ（予定）

開催期日：令和４年１月中旬～２月下旬
（詳細未定）
方　　法：オンライン式（詳細未定）
内　　容：以下の８コース。
１コースのみでも複数コースでも受講可
法律研修会コース（排出事業者用）
法律研修コース（処理業者用）
安全衛生コース
産業廃棄物処理研修コース
災害廃棄物研修コース
電子マニフェスト研修コース
（排出事業者用）
電子マニフェスト研修コース
（処理業者用）
新入社員へのフォローアップ研修

＜今後の埼玉県内許可講習会の試験日程について＞

会場視聴型講習会以外の講習会は、すべて事前にオンラインで講義を受講し試験のみ会場で受験するものです。

追加講習会以外の講習会（会場視聴型講習会を除く）はさいたま共済会館（浦和）で行われます。

追加講習会は、県民健康センター（浦和）で実施。（開催：3/1～2、申込：11/30～）

会場視聴型講習会は県内初の実施。自宅にインターネット環境がない等主にオンライン講義を受講できない方向けの講習会で書面申込です。会場でビデオ講義を受講した後、その会場で試験を受験するもの。会場視聴型講習会はJA共済埼玉ビル（大宮）で行われます。（開催：3/16、申込：12/1～）

※講習会によって会場が異なりますのでお気をつけください。

【新規講習会】会場「さいたま共済会館（６Ｆ 大ホール）」

試験日時		講習会（課程）	定員
2022年１月18日（火）	13：30	産業廃棄物の収集・運搬課程	55
2022年１月19日（水）	9：50	産業廃棄物の収集・運搬課程	55
2022年２月２日（水）	9：50	産業廃棄物の収集・運搬課程	55
2022年２月３日（木）	9：50	産業廃棄物の収集・運搬課程	55

追加【新規講習会】会場「埼玉県県民健康センター（２Ｆ 大ホール）」

試験日時		講習会（課程）	定員
2022年３月１日（火）	9：50	産業廃棄物の収集・運搬課程	75
2022年３月２日（水）	9：50	産業廃棄物の収集・運搬課程	75

【更新講習会】会場「さいたま共済会館（６Ｆ 大ホール）」

試験日時		講習会（課程）	定員
2022年１月18日（火）	9：50	産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の収集・運搬課程	55
2022年１月20日（木）	13：30	産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の収集・運搬課程	55
2022年３月９日（水）	13：30	産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の収集・運搬課程	55
2022年３月10日（木）	13：30	産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の収集・運搬課程	55

追加【更新講習会】会場「埼玉県県民健康センター（２Ｆ 大ホール）」

試験日時		講習会（課程）	定員
2022年３月１日（火）	13：30	産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の収集・運搬課程	75
2022年３月２日（水）	13：30	産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の収集・運搬課程	75

【特別管理責任者講習会】会場「さいたま共済会館（６Ｆ 大ホール）」

試験日時		講習会（課程）	定員
2022年１月19日（水）	13：30	特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会	55
2022年１月20日（木）	9：50	特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会	55
2022年２月２日（水）	13：30	特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会	55
2022年２月３日（木）	13：30	特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会	55
2022年３月９日（水）	9：50	産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の収集・運搬課程	55
2022年３月10日（木）	9：50	産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の収集・運搬課程	55

【（更新）会場視聴型講習会】会場「ＪＡ共済埼玉ビル 大会議室（３Ｆ大会議室）」

試験日時		講習会（課程）	定員
2022年３月16日（水）	9：10	産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の収集・運搬課程	50

新規協会入会者のお知らせ

正会員

会社名	在地所	業者区分	取扱品目
グリーン・エコ㈱ 代表取締役 田渕　浩太 許可番号177153	千葉県千葉市若葉区 千城台西1-4-7 KNビル201号 TEL　043-312-5858 FAX　043-312-5859	収集運搬	汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック、 金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、 紙くず、木くず、動植物系残渣

賛助会員

会社名	在地所	備　考
トライシクル㈱	東京都品川区南大井6-17-17 Ubiz大森４F TEL　03-6410-8780	各種機械の設計・製造・販売 インターネットサービスの開発と販売 産業廃棄物の電子契約の普及
埼玉ユニオンサービス㈱	埼玉県さいたま市中央区円阿弥7-11-4 TEL　048-857-9321 FAX　048-857-9541	トラック・バス会社を中心に矢崎エナジーシステム㈱のデジタルタコグラフ・ドライブレコーダーの販売

埼玉県環境SDGs取組宣言企業制度について

埼玉県環境部環境政策課

前号では、当課の事業である環境分野における埼玉版SDGsの推進について、概要を御紹介しました。今回は、その取組の中心を成す「埼玉県環境SDGs取組宣言企業制度」についてお話させていただきます。

１．埼玉県環境SDGs取組宣言企業制度

令和２年８月に制度をスタートさせ１年５か月が経過しました。宣言企業数も徐々に増え、令和３年11月15日現在で205社・団体等に宣言いただいています。

宣言企業となるための手続きや取り組むメリットについては前号で紹介しましたが、宣言書の提出により取組をスタートし、継続的に取組を進める中で原則１年毎に取組内容、成果、PRポイント等を報告すると、それらが県ホームページの一覧表に掲載されます。

（一社）埼玉県環境産業振興協会と県が連携して会員企業様への取組の浸透を図ることにも引き続き取り組んでいきます。難しく考える必要は全くなく、皆様の事業や環境に良い取組が既に環境分野のSDGsの目標達成につながっていることも多々あります。皆様の宣言をお待ちしております。

２．モデル事例企業の選定

宣言企業の取組をホームページに掲載してＰＲするだけではありません。宣言企業の中でも特徴的かつ多くの企業の参考となるような取組を行う企業をモデル事例企業として選定しています。宣言からモデル事例企業となる過程において県としても様々な支援を行います。令和２年度は10社を選定しました。

SDGsにどう取り組んでよいか分からない、取り組むメリットが分からないという企業の声が聞かれる中、環境分野のSDGsの取組を事業に生かすポイント、社内で取組を浸透させ継続させるノウハウ等についても紹介しています。

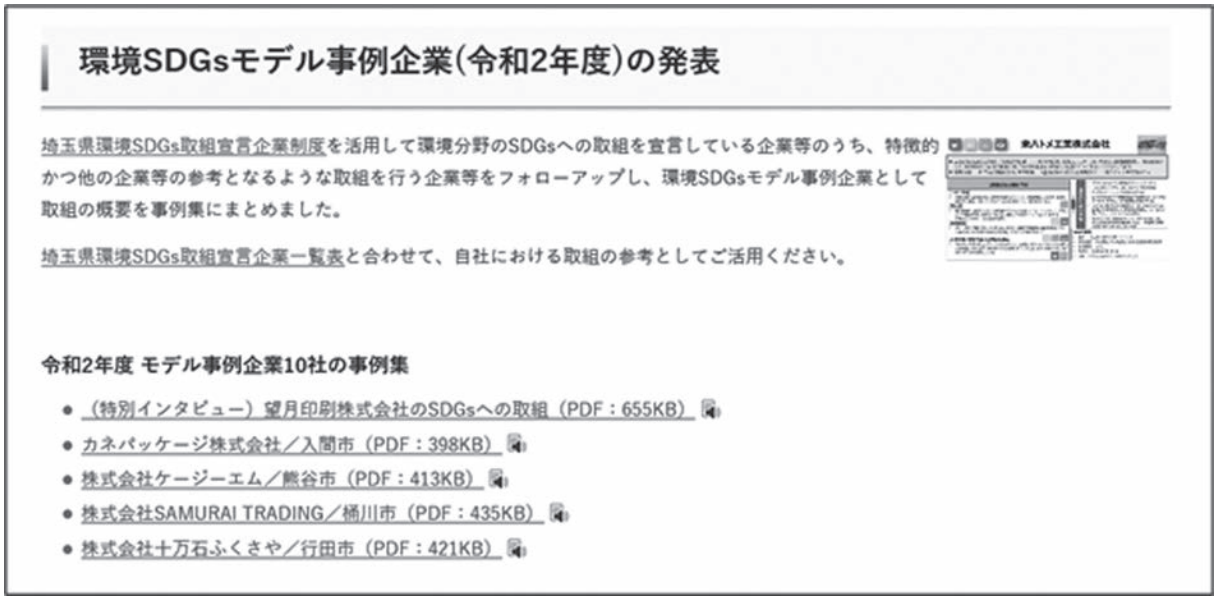

環境SDGsモデル事例企業(令和2年度)の発表

埼玉県環境SDGs取組宣言企業制度を活用して環境分野のSDGsへの取組を宣言している企業等のうち、特徴的かつ他の企業等の参考となるような取組を行う企業等をフォローアップし、環境SDGsモデル事例企業として取組の概要を事例集にまとめました。

埼玉県環境SDGs取組宣言企業一覧表と合わせて、自社における取組の参考としてご活用ください。

令和2年度 モデル事例企業10社の事例集

- （特別インタビュー）望月印刷株式会社のSDGsへの取組（PDF：655KB）
- カネパッケージ株式会社／入間市（PDF：398KB）
- 株式会社ケージーエム／熊谷市（PDF：413KB）
- 株式会社SAMURAI TRADING／桶川市（PDF：435KB）
- 株式会社十万石ふくさや／行田市（PDF：421KB）

３．環境SDGs取組宣言企業成果発表会の開催

モデル事例候補企業への支援の総仕上げとして、「成果発表会」を年２回開催しています。取組事例の発表だけでなく、SDGsを活用した企業経営やサーキュラーエコノミー等に関する専門家の講演、そしてポスターセッションの部も設け、参加者も交えた意見交換や企業交流、社外のネットワーク作りに活用していただき、好評を得ています。

次回は令和４年２月10日（木）午後に新都心ビジネス交流プラザで開催する予定です。今後ホームページでも詳しい内容をお知らせしますので、皆様振るって御参加ください。

【お問い合わせ】
環境政策課 計画推進・環境影響評価担当
電　話：048-830-3019
メール：a3010-11@pref.saitama.lg.jp

3S運動の広がりについて

埼玉県環境部産業廃棄物指導課

3S運動について

県と一般社団法人埼玉県環境産業振興協会が連携して推進している3S運動は、「スマイル、セイケツ、スタイル」の３つのＳに取り組むことにより、産業廃棄物処理業界の従来の4K（きつい、汚い、危険、怖い）のイメージを払しょくし、地域に愛され信頼される環境産業へと発展することを目指している運動です。

昨今の皆様の御活躍により、産業廃棄物処理業界に対するイメージも向上してきており、感謝の目が向けられる場面も増えていると思いますが、これからも業界全体のイメージアップの取組をさらに発展し継続していく必要があります。

そのためには、トップランナーの事業者はもちろんのこと、より多くの、できれば全ての産業廃棄物処理業者の方に３Ｓ運動に取り組んでいただき、地域から信頼される事業者へとステージアップすることが求められます。

3S運動にまだ取り組まれていない事業者の方は、是非この機会に取組をスタートし、推進事業者として登録してくださるようお願いします。また既に登録されている事業者の方は、仲間内でまだ取り組まれていない方に３Ｓ運動を広めてくださるようお願いします。

県としましては、一般社団法人埼玉県環境産業振興協会と連携して、3S運動を発展させるよう努めてまいりますので、御協力をよろしくお願いいたします。

○3S運動推進事業者の登録

県のホームページに掲載され、排出事業者に対するアピールにもなります。

登録は、県産業廃棄物指導課ホームページ掲載の申請書により、メールでいつでも申請できます。

○3S運動推進グッズ

ヘルメットシールなどの推進グッズは、協会事務局（048－711－1014）まで御連絡いただければお送りいたします。

3S運動優秀賞の応募と表彰式について

県では、3S運動をさらに推進し、業界全体のムーブメントを創出するため、3S運動に積極的に取り組む事業者の方を表彰しています。

令和３年度3S運動優秀賞では、スマイル・セイケツ・スタイルの３部門に合わせて19社から32件の応募があり、昨年度の14社21件と比べておよそ1.5倍の応募数となりました。

これは多くの産業廃棄物処理業者の方に日頃から3S運動に取り組んでいただけるようになった結果だと考えております。御応募いただいた皆様には、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

本稿の寄稿時点では受賞者の選定作業中ですが、部門ごとに最優秀賞と奨励賞の表彰が各１社、特別賞の表彰が２社程度となる予定です。

表彰式については、令和４年２月頃の開催を予定しています。

最優秀賞等の受賞者やその取組内容等については、より多くの産業廃棄物処理業者の方に3S運動の参考としていただけるよう、適宜県ホームページで公表させていただきます。

これからも3S運動の優秀な取組や地道な活動が業界全体へと広がり、業界全体のステージアップに繋がっていくことを期待し、県として本取組を推進していきます。

埼玉県ホームページ

【「3S運動」優秀賞について】

https://www.pref.saitama.lg.jp/a0506/3s-yuusyuusyo.html

3S運動県民PR事業所の登録のお願い

3S運動の取組を広く一般の県民の皆様に知っていただくためには、実際に笑顔のあふれる職場や、周辺環境に配慮した処理工程、積極的な地域貢献活動などを見てもらうことが非常に効果的と考えています。

そのため、産業廃棄物処理施設の見学を受け入れ、かつ施設見学の中で3S運動を積極的にPRしていただく事業者を募集しています。

登録要件としては3S運動推進事業者として登録をしていること、県民の見学を受け入れる施設が県内にあること、業界のイメージ向上に寄与する取組をしていることなどがあります。

現在、新型コロナウイルス感染症対策のため、施設見学の受入を中止している事業者の方におかれましても、その旨を御記載の上、登録申請していただければ幸いです。

埼玉県ホームページ

【3S運動県民PR事業者（無料施設見学を受付けています！）】

https://www.pref.saitama.lg.jp/a0506/3s-prjigyousya.html

産業廃棄物処理施設の更新等に係る手続の運用変更について

埼玉県環境部産業廃棄物指導課

1．はじめに

令和３年４月、環境省から各都道府県・政令市に「廃棄物処理施設等の更新及び交換に係る手続について（通知）」（環循適発第2104051号・環循規発第2104051号）が発出されました。

本県は、この通知を受けて、令和３年７月に廃棄物処理法第15条に規定する産業廃棄物処理施設の更新及びその一部を交換する場合の手続について、運用を変更しました。

本稿では、本県の運用の変更点及び手続の注意点について、その概要を御説明します。

2．本県の運用変更の概要

環境省通知の趣旨を踏まえ、下表のとおり運用を変更しました。

下表のNo.1は、施設更新時の当初設置許可の扱いについてです。No.2及び４は、施設更新時の手続で、No.1の解釈を前提としています。

また、No.3及び５は、施設の一部を交換する場合の手続です。

3．施設更新時の注意点

今回の運用変更のうち、比較的大きな変更である、産業廃棄物処理施設を更新する場合の手続（表のNo.2及び４）について、注意点を御説明します。

（1）同一の産業廃棄物処理施設に更新する場合の手続について（表のNo.2関係）

「同一」の判断は慎重に

設置許可を受けている産業廃棄物処理施設と「同一」に設置しようとする場合が該当します。

更新の前後で施設のメーカー及び型式等が同じでも、異なる位置に設置しようとする場合などは同一とみなされないため、注意が必要です。（図１）

表　本県の運用変更の概要

No	手続等の種類	変更前	変更後
1	産業廃棄物処理施設の設置許可について	施設の更新に当たり、施設を廃止し撤去したことにより、設置許可も廃止されたと解される。	施設の更新に当たり、施設を廃止し撤去したとしても、設置許可までもが廃止されたとは解されない。
2	同一の産業廃棄物処理施設に更新する場合の手続	設置許可 使用前検査	設置許可不要 使用前検査
3	産業廃棄物処理施設の一部を同一のものに交換する場合の手続	変更許可又は軽微変更届出	変更許可及び軽微変更届出は不要
4	同一ではない産業廃棄物処理施設に更新する場合の手続	設置許可	変更許可又は軽微変更届出 使用前検査
5	産業廃棄物処理施設の一部を同一ではないものに交換する場合の手続	変更許可又は軽微変更届出	同左（運用変更なし）

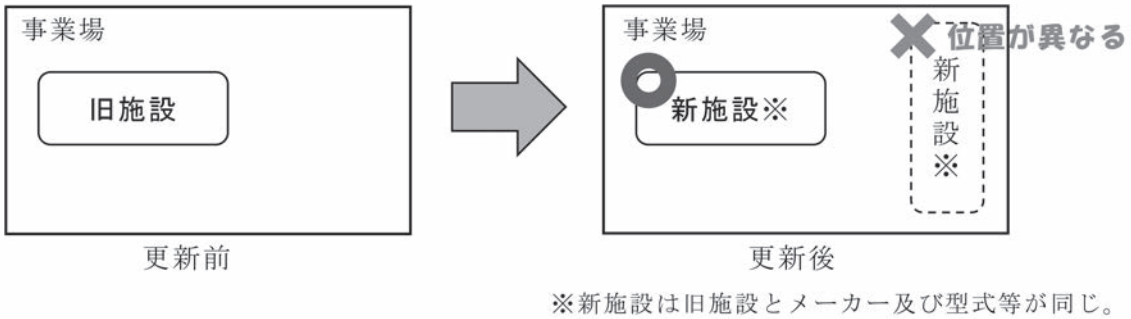

図１　同一の産業廃棄物処理施設への更新（イメージ）

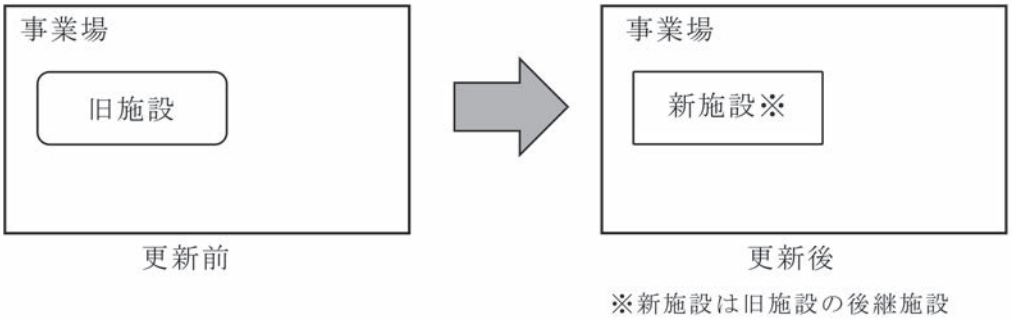

図２　同一ではない産業廃棄物処理施設への更新例（イメージ）

更新時点での基準が適用

更新した施設について、県の使用前検査を受け、当初の設置許可申請書に記載された設置に関する計画に適合していると認められた後でなければ、使用することはできません。また、更新した施設に係る基準の適用は、更新前の施設に適用されていた経過措置によらず、更新した時点での基準と経過措置に照らし、改めて判断することとなります。

（2）同一ではない産業廃棄物処理施設に更新する場合の手続について（表のNo.4関係）

後継施設も対象

これまで設置していた産業廃棄物処理施設を変更することになりますので、その内容に応じて、変更許可又は軽微変更届出が必要です。現在設置している施設と同一の施設が製造されていない場合にその後継施設に更新する場合であっても同様です。（図２）

変更許可が必要になる場合

「処理能力（10％以上の増大）」、「施設の位置」、「主要設備（脱水機、破砕機等）」、「生活環境への負荷（増大）」などを変更する場合は、変更許可が必要となります。

更新時点での基準が適用

使用前検査及び更新した施設に係る基準の適用については、(1)と同様です。

4　おわりに

産業廃棄物処理施設に係る手続は、事業者に難解な印象を与えると思います。今回の運用変更についても、手続の方法に迷いが生じることもあるかもしれません。

必要な手続を確実に行うためにも、施設の更新等を検討されている事業者におかれましては、事前に県に御相談をお願いします。

石綿含有産業廃棄物（石綿含有仕上塗材）の取扱いについて

埼玉県環境部産業廃棄物指導課

１．石綿含有廃棄物等処理マニュアルの改定（環境省）

令和２年の大気汚染防止法の改正により、全ての石綿含有建材が同法の規制対象になりました。

これに応じて、環境省は、石綿含有建材が廃棄物になったものの取扱いについて、石綿の飛散性に係る評価試験結果等を基に検討を行い、令和３年３月に石綿含有廃棄物等処理マニュアルを改定しました。

このマニュアルにおいて、石綿含有仕上塗材について、施工当時の工法を問わず「石綿含有産業廃棄物」になることが示されました。また、当該廃棄物は「汚泥」に該当する可能性がある旨が追記されました。

２．本県の対応

（1）石綿含有産業廃棄物の「汚泥」の追加

環境省のマニュアル改定を受けて、令和３年11月１日から、石綿含有産業廃棄物の種類に「汚泥」を追加することとしました（図２）。

（2）許可証書換えの手続

石綿含有産業廃棄物の汚泥（石綿含有仕上塗材）を取り扱う場合には、廃棄物処理法に基づく許可が必要になります。ただし、既存の産業廃棄物処理業者への経過措置として、一定の要件を満

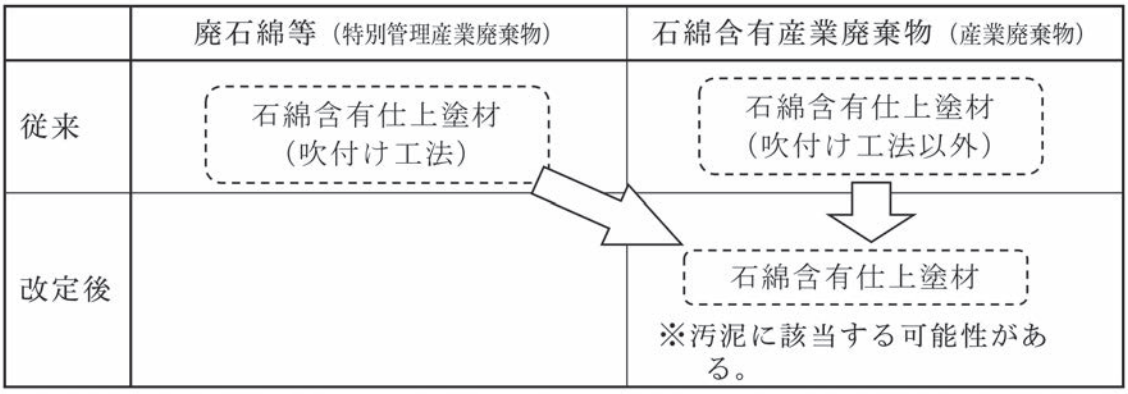

図１　石綿含有仕上塗材に係るマニュアル改定の概念図

	旧	新（R3.11.1～）
石綿含有産業廃棄物	廃プラスチック類	廃プラスチック類
	ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず	ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず
	がれき類	がれき類
	－	**汚泥**

図２　石綿含有産業廃棄物の種類の追加

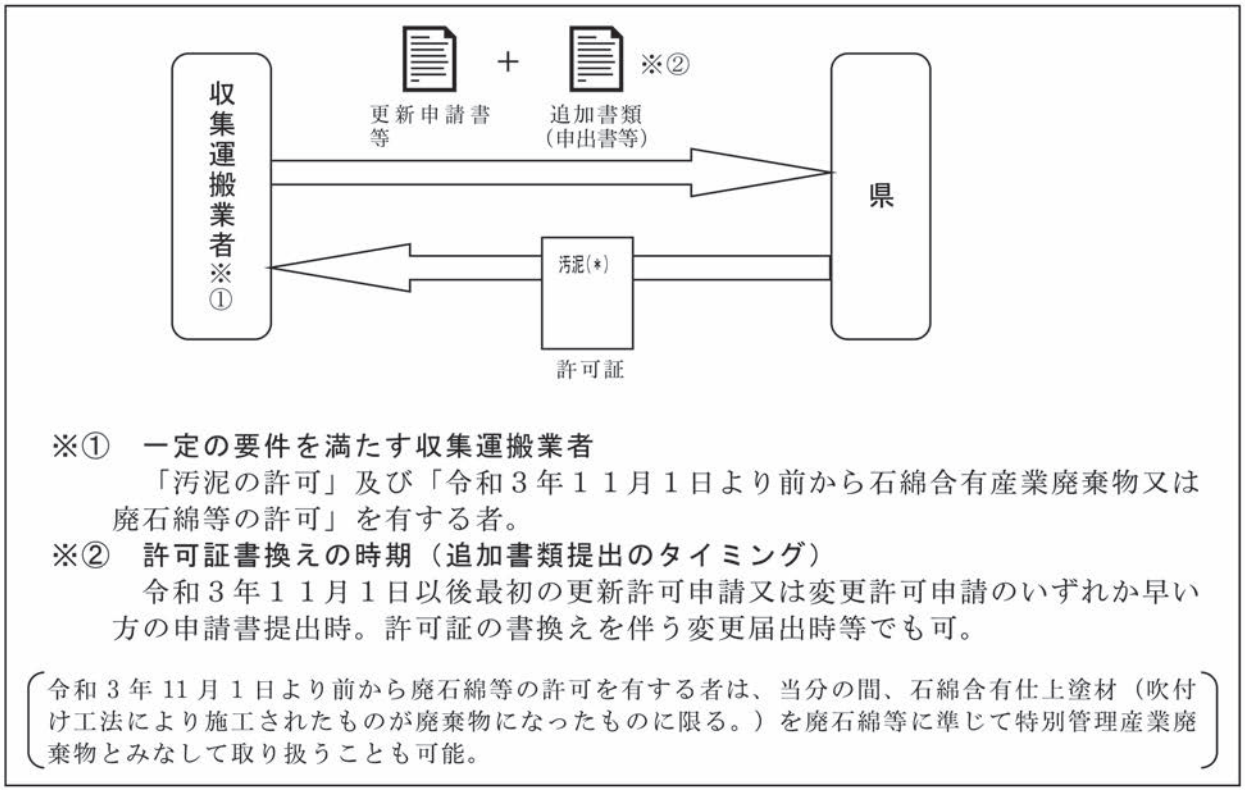

図３　許可証書換えの手続

手続の詳細は、県ホームページを御覧ください。

「石綿含有仕上塗材が産業廃棄物となった場合の取扱いについて」

（https://www.pref.saitama.lg.jp/a0506/ishiwata-odei.html）

たす収集運搬業者は、変更許可を受けることなく石綿含有産業廃棄物の「汚泥」の取扱いを明記した許可証の交付を受けることができることとしました（図３）。

３．石綿含有仕上塗材の取扱い

石綿含有仕上塗材は、石綿含有産業廃棄物の中でも石綿の飛散性が比較的高いおそれがあります。

収集又は運搬の過程で石綿の飛散を防止するには、確実な梱包を行うことが重要です。環境省のマニュアルに記載がありますが、石綿含有仕上塗材は「耐水性のプラスチック袋等により二重で梱包を行うこと」や「排出時に措置した二重梱包の状態のまま運搬すること」が必要になります。また、梱包が破損することのないよう慎重に取り扱うことも大切です。

石綿含有仕上塗材を取り扱う事業者におかれましては、従業員を含めた県民の健康や生活環境に係る被害を未然に防止するため、適切な取扱いをお願いします。

高濃度PCB廃棄物の処分期限が迫っています

埼玉県環境部産業廃棄物指導課

埼玉県ではPCB廃棄物の期限内適正処分を進めています。

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号。以下「PCB特措法」という。）に基づき、県内の高濃度PCB廃棄物は「変圧器・コンデンサー等」を令和４年３月31日までに、「安定器・汚染物等」を令和５年３月31日までに中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）へ処分を委託することが義務付けられており、処分期限が迫っています。PCB使用の疑いのある機器を発見した場合は、事業者へ適正処分についてお話しいただくとともに県又は各政令市（さいたま市、川越市、越谷市、川口市）へ御連絡いただきますよう、御協力をお願いします。

１．PCB使用機器

PCBが使用された代表的な電気機器には、変圧器(トランス）やコンデンサー、安定器があります。

最近の傾向として溶接機やＸ線レントゲン装置などの非自家用電気工作物からPCBが発見される事例が相次いでいます。さらに、工場のモーターで稼働する設備や揚水ポンプなどの配電盤等に設置されているコンデンサーの一部からもPCBが発見されています。また、倉庫の隅や日常的には使用していない部屋から変圧器が発見される事例もあります。

〈PCBが使用された可能性がある代表的な電気機器〉

変圧器	コンデンサー	安定器
平成５年までに製造された機器※	平成２年までに製造された機器※	昭和32年１月～昭和52年３月までに建設・改修された事業所や工場、ビル、マンションなどの蛍光灯・水銀灯・ナトリウム灯の安定器※（一般家庭用の蛍光灯には、PCBが使用された安定器はありません）

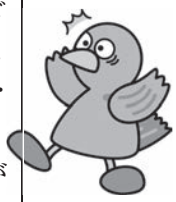

※昭和47年までに製造された機器については高濃度のPCBが使用されたものがあります。

最近発見された事例

制御盤の中の低圧進相コンデンサー

溶接機

放置されていたコンデンサー

こんなところにもPCB！

揚水ポンプ設備

X線発生装置

金属箱の中に！

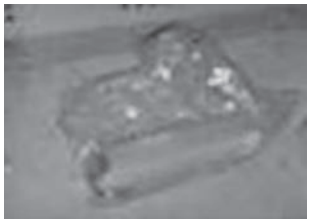

ビニールの中に！

2．PCBの処分義務と期限

PCB使用機器等を埼玉県内で保管・使用している事業者は、PCB特措法の規定に基づき、埼玉県又は各政令市への毎年の届出と、期限内処分が義務付けられています。

PCB使用機器等の処分期限（埼玉県の場合）

区分	機器・形状等	処理施設	処分期限
高濃度	変圧器・コンデンサー類等	JESCO東京事業所	令和４年３月31日まで
	安定器・汚染物等	JESCO北海道事業所	令和５年３月31日まで
低濃度	全て（高濃度以外）	無害化処理認定施設	令和９年３月31日まで

3．注意事項

PCB特措法により定められている処分期間内に処分を委託しない場合、PCB処理施設の閉鎖に伴い事実上処分ができなくなります。さらに、PCB特措法に基づく行政処分などの不利益を被ることも想定されます。PCB使用機器等の確認及び処分の速やかな実施をお願いします。

4．PCB使用機器を新たに発見した場合

○中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）へ登録・契約をお願いします。
（問合せ先　JESCO　登録担当　03-5765-1935）

○管轄の埼玉県環境管理事務所又は各政令市に届出書の提出をお願いします。届出書の様式は以下のホームページからダウンロードして御利用ください。
https://www.pref.saitama.lg.jp/a0506/sanpai-pcb.html

プラスチック資源循環促進法で求められる事業者の取組について

埼玉県環境部資源循環推進課

令和３年６月１１日に公布された「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（プラスチック資源循環促進法）」が本年４月１日に施行されます。

この法律では、市町村等自治体のほかプラスチック製品の製造業者、小売業者及びサービス業者などにも「設計・製造」、「販売・提供」、「排出・回収・リサイクル」の各段階において、取組が求められております。

また、製造業者や販売業者等が製品等を自主回収・再資源化する計画を作成し、環境大臣の認定を受けた場合には、一連のスキームにおいて廃棄物処理法の処理業許可が不要となります。

一方、廃棄物の処理能力が一定規模以上の施設により処理を行う場合には、別途廃棄物処理施設の設置許可が必要です。ただし、廃棄物処理法の許可を受けた産業廃棄物処理施設において、同法第15条の２の４による特例の適用を知事（資源循環推進課）に届出することにより、同様の性状を有する一般廃棄物も処理することが可能となります。

県では、プラスチック廃棄物の排出抑制とプラスチック資源の循環利用を促進するため、産官民が連携する場として「埼玉県プラスチック資源の持続可能な利用促進プラットフォーム」を令和３年５月に設置しましたが、会員企業による実証試験も進められております。

ホームセンター（ケーヨーデイツー上尾店）では、11月19日（金）～21日（日）の３日間、指定した使用済みプラスチック製品を約460kg店頭回収し、マテリアルリサイクル（破砕・洗浄・ペレット化）を行う業者にペール缶や植木鉢等の原料として全量売却しました。

今回店頭回収した使用済みプラスチック製品は、泥や油等の汚れがほとんどなく、PE（ポリエチレン）やPP（ポリプロピレン）などを効率的に回収できたことから、従来では焼却又は埋め立てられていた廃棄物のマテリアルリサイクルが可能となったものです。

協会会員の皆様方におかれましては、産業廃棄物の適正処理や資源循環の推進などで環境産業全体をリードいただいているところであり、プラスチック資源循環の促進ついて引き続き御協力をお願いいたします。

【ケーヨーデイツー上尾店における実証試験】

回収したプラスチック製品（８種類）

使用済みプラスチック製品の回収状況
（２日目午後から３日目の回収物）

フロン類の回収が確認されない第一種特定製品の引き取りは禁止されています

埼玉県環境部大気環境課

１．はじめに

フロン類は、化学的に極めて安定した性質で扱い易く、人体への毒性が小さいという性質があり、エアコンや冷凍冷蔵庫などの冷媒として使用されている等、日常生活の至る所で使用されています。一方、フロン類は、二酸化炭素の数百から１万倍以上の温室効果を持つ強力な温室効果ガスあり、大気中に放出されると地球温暖化に大きな影響を及ぼします。そのため、フロン類の排出抑制は地球温暖化防止対策として重要です。

２．フロン排出抑制法について

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（以下「フロン排出抑制法」という。）は、フロン類の製造から廃棄までのライフサイクル全体を包括的に規制しており、第一種特定製品（冷媒としてフロン類が充填されている業務用冷凍空調機器のこと。以下「機器」という。）から、大気中へ排出されるフロン類の抑制を図っています。

しかし、機器廃棄時のフロン類回収率は、10年以上30～40％と低迷しています。

これについて、経済産業省と環境省が調査した結果、建築物解体に伴う機器廃棄時に、約７割の機器で本来行われるべきフロン類回収作業が、そもそも行われていないことが判明し、対策が必要であることが分かりました。

こうした状況を受け、フロン類回収率向上のためフロン排出抑制法が改正され、令和２年（2020年）４月１日に施行されました。

改正法の概要を図１に示します。改正法による新たな規定として、廃棄物業者・リサイクル業者は、**フロン類の回収が確認されない機器の引き取りは禁止となりました**。

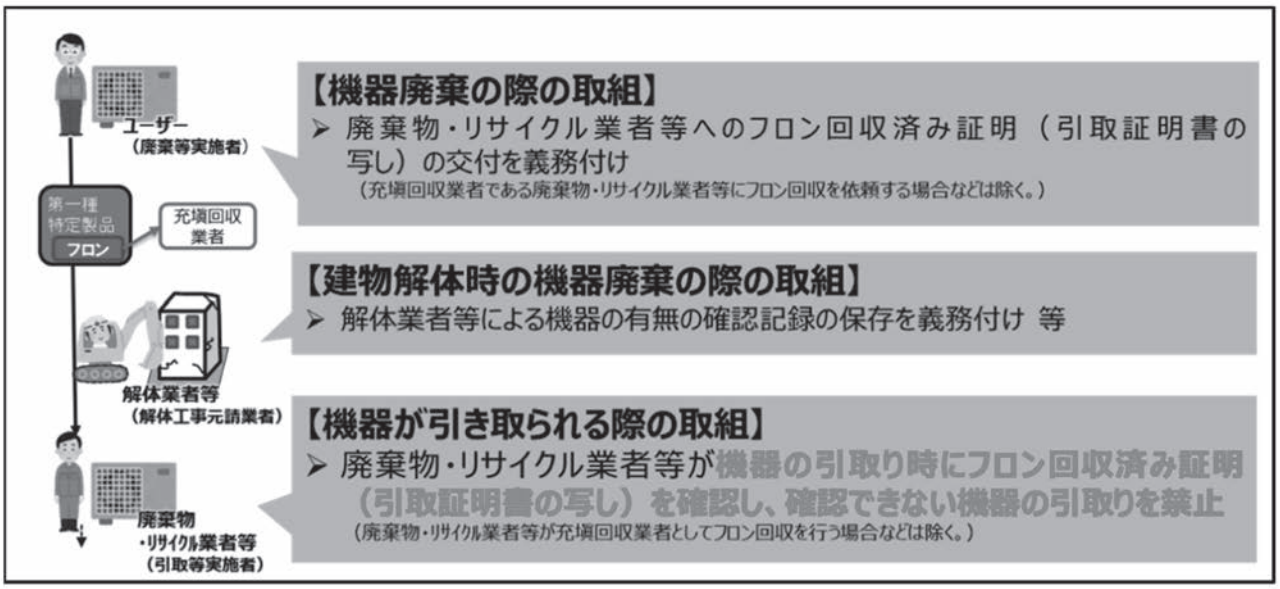

※フロン類の回収が確認できない機器を引き取った場合、50万円以下の罰金が科せられます。
また、第一種特定製品を取り扱う廃棄物・リサイクル業者は、都道府県の指導監督（報告徴収・立入検査等）の対象になります。

図３　許可証書換えの手続

３．廃棄物・リサイクル業者の責務

上記のとおり法改正により、廃棄物・リサイクル業者は、フロン類の回収が確認できない機器の引取は禁止されました。

では、どのような場合に引取が可能なのでしょうか。具体的には、以下の様な場合に機器の引取が可能です。

①引取証明書の写しが添付されている場合（図２）

フロン排出抑制法の規定により、機器からフロン類を充填・回収する作業は、県の登録を受けた第一種フロン類充填回収業者（以下「充填回収業者」という。）のみ行えます。機器からフロン類が回収されると、充填回収業者から、フロン類を回収した証明である引取証明書が交付されます。この引取証明書の写しが機器に添付されている場合、機器の引取が可能です。

引取証明書の写しは、受け取った後３年間保存する必要があります。

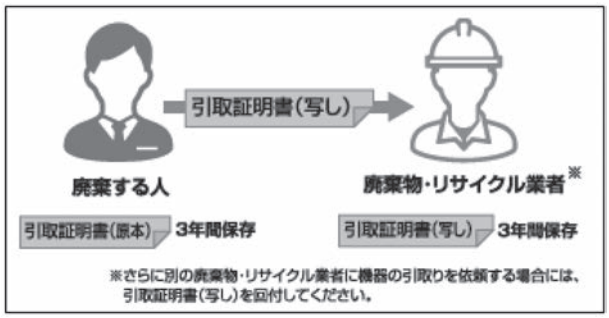

図２　①引取証明書の写しが添付されている場合
出典：環境省法改正説明会資料

②自らフロン類を回収する場合（図３）

充填回収業者の登録をしている場合、自らフロン類の回収の依頼を受けることも可能です。

この場合、機器使用者が交付するフロン類回収依頼書が機器に添付されている必要があります。

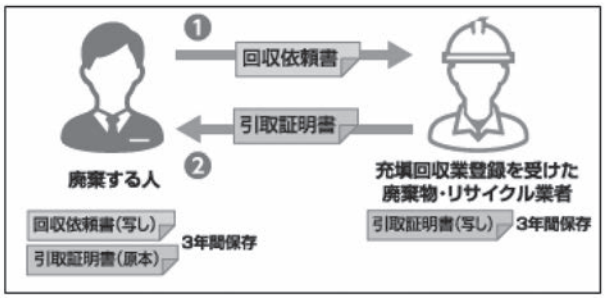

図３　②自らフロン類を回収する場合
出典：環境省法改正説明会資料

③充填回収業者へのフロン類の引渡しを受託した場合（図４）

機器使用者から、充填回収業者へのフロン類の引渡しを依頼され、委託確認書の交付を受けた場合は、機器の引取が可能です。

この場合、フロン類の回収を委託した充填回収業者から引取証明書の交付を受けます。

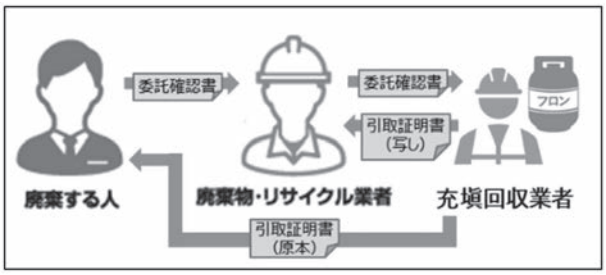

図４　③充填回収業者へのフロン類の引渡しを受託した場合
出典：環境省法改正説明会資料

④フロン類が充填されていないことを示す証明書（確認証明書）の写しが添付されている場合

充填回収業者が交付するフロン類が機器に充填されていなかったことを示す証明書（確認証明書）の写しが機器に添付されている場合は、引取が可能です。

４．フロン排出抑制法違反事案

東京都内の解体現場において、工事発注者から業務用エアコンの廃棄を依頼された解体業者が、フロン類が未処理と知りながら解体し、フロン類を大気中に放出させました。

これにより、工事発注者と解体業者が書類送検されました（令和３年11月現在）。

＜違反事項＞

・工事発注者…委託確認書交付義務違反（フロン排出抑制法第43条第２項）

・解体業者…フロン類の放出の禁止（フロン排出抑制法第86条）

地球温暖化防止のため、フロン類を適正処理することは非常に重要です。

会員の皆様の御理解と御協力をお願いします。

SAITAMAリバーサポーターズプロジェクト
～未来への流れを、埼玉の川から～

埼玉県環境部水環境課

水環境課では令和３年度より「SAITAMAリバーサポーターズプロジェクト（略称：リバサポ）」として、川に関心のある県民・団体・企業の取組を支援しています。川をフィールドとする活動について、企業や団体とマッチングし協働していただくなど、SDGsの実現に向けて、埼玉の豊かな川を保全する取組です。今回、埼玉県環境産業振興協会の会員企業様にも参加いただきましたので御紹介します。

活動事例①

綾瀬川クリーンアップイベント

参加者：草加パドラーズ、野崎興業（株）、新和環境（株）

場 所：綾瀬川（草加市松原北端風間船着場間1.1 ㎞）

概　要：川の国応援団として長きにわたり綾瀬川で活動を行ってきた草加パドラーズのカヌーによる清掃活動に、新たに企業サポーターとなった２社が参加。２社はともに地元の川の不法投棄物の撤去や清掃活動の実施を考えており、今回、草加松原付近の綾瀬川での定例清掃活動に初参加しました。いずれもカヌー初体験でしたが、レジ袋などゴミ袋３袋分を回収しました。

活動事例②

飯能河原のゴミ拾い&草刈り

参加者：埼玉県、飯能市、（株）山口組、野崎興業（株）ほか18社・団体、県議、市議ほか

場　所：飯能河原

概　要：埼玉県職員の有志で立ち上げられた『リバサポ清掃部』の呼びかけにより、20の企業・団体をはじめ総勢75名が参加。刈った草はごみ袋大小あわせて130袋、総量530kgが集まりました。収集したゴミと合わせて、連携した飯能市がその処理を引き受けてくださいました。

リバサポの活動は、リバサポのSNSやポータルサイトで発信しています。

是非、会員企業、社員の皆様もリバサポの活動に参加して、埼玉の豊かな川の保全・共生にご協力ください。

リバサポポータルサイトQRコード

SAITAMA / リバーサポーターズ

埼玉県内の廃棄物処理業での労働災害発生状況

廃棄物処理業における荷役作業の安全対策を進めましょう！

1　令和3年発生の埼玉県内の廃棄物処理業での死亡者数は
　5人、休業4日以上の死傷者数は、114人（令和3年10月末）。
　【対前年同期比　死亡−1人　死傷者数＋3人】

2「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」を活用した安全管理に取り組みましょう！
3　安全衛生管理体制を確立し安全衛生計画を推進しよう！
4　リスクアセスメントを実施しよう！
5　作業手順書を定め、荷役作業時における災害を防ぎましょう！
6　腰痛予防対策を進めましょう！

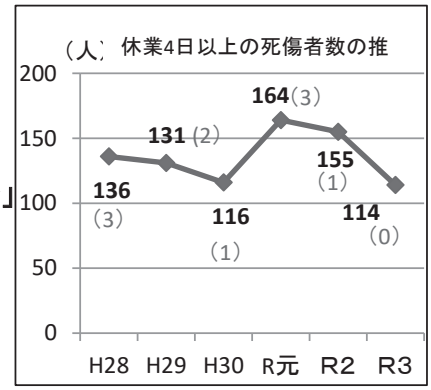

※( )内は死亡者数

廃棄物処理業における労働災害の事故の型別分類

事故の型別では、
①荷台などからの「墜落・転落」
②荷と荷台との間での「はさまれ・巻き込まれ」
③収取中、ヤード内での「転倒」
が全体の3分の2以上を占めます。 また、
「転倒」の半数以上が骨折する等の重傷となっています。

廃棄物処理業での事故の型別　労働災害発生状況（休業4日以上）

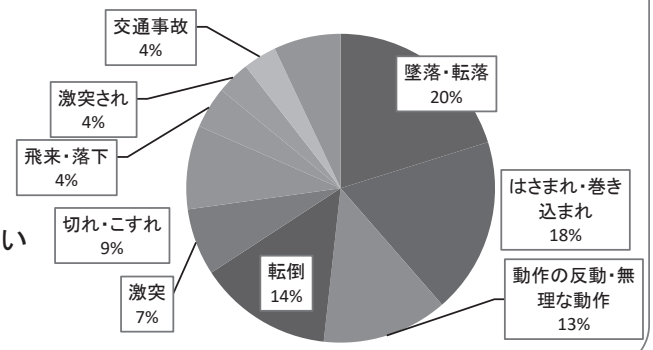

重大災害事例

【墜落・転落】
①大型ダンプトラックの荷台で積み込み作業中積み込んだ廃棄物上の不安定な作業であったため、バランスを崩し墜落したもの。
②廃物処理ラインでコンベヤに滞留した廃棄物を除去するため、コンベヤに上がったところ、廃棄物に足を取られて墜落したもの。

【はさまれ・巻き込まれ】
段ボールの積込み作業中、回転盤に段ボールが引掛り、それを取るため手で段ボールを押し込んだところ、回転盤に手が挟まれたもの。

【転倒】
現場で作業中に転んでしまい何ともないと思い、仕事をつづけ、自宅に帰ったところ足腰に違和感を感じた。翌日も出勤をしたが、足の痛みがひどくなり病院に行ったところ、骨折していたもの。

労働災害ゼロの職場をめざしリスクアセスメントの実施を徹底しましょう！

4つの重点

- 墜落・転落災害
- はさまれ・巻き込まれ災害
- 交通事故
- 転倒災害

埼玉県のマスコット「コバトン」

埼玉労働局・労働基準監督署

Safe work SAITAMA

転倒災害防止対策

1　4S（整理・整頓・清潔・清掃）活動を徹底しましょう。
2　床面・通路は、くぼみや段差がなく滑りにくい構造とし、水たまりや雪・氷は除去しましょう。
3　通路・階段・出入口に物を放置せず、また、階段には滑り止めや手すりを設けましょう。
4　履物は、滑りにくく安定したものを着用し走らないことを徹底しましょう。
5　冬場の降雪・凍結による転倒・交通事故を防止をしましょう。⇒スタッドレスタイヤの装着を。

墜落･転落災害防止対策

1　高さ２メートル以上の場所での作業には、足場等により作業床を設け、墜落防止用の囲い、手すり等を設けましょう。
2　作業床を設けることが困難な場合には、親綱を設置し墜落制止用器具（安全帯）を使用しましょう。
3　屋根・建物の解体や修理、ソーラーパネル設置など、短期間で終了する高所作業の場合には、親綱と子綱（安全ブロック）を使用しましょう。
4　はしごを使用する時は、上部と脚部に転移防止措置を講じましょう。また、昇降時には親綱又は安全ブロックを使用し墜落制止用器具（安全帯）の使用に努めましょう。＊脚立についても3点支持で使用しましょう。

はさまれ･巻き込まれ災害防止対策

1　機械に身体が入らないよう囲い、覆い等を設け、安全装置については有効に機能するよう保持しましょう。
2　点検、修理、掃除、調整等を行う場合には、機械を停止し、施錠･表示板等により不用意に他の者が作動させることを防止する措置を講じましょう。
3　使用する機械に応じて危険予知訓練及び安全衛生教育を実施･徹底しましょう。

交通労働災害防止対策

1　安全管理者、運行管理者、安全運転管理者等の管理者を選任するとともに、その役割、責任や権限を定めて、労働者に周知しましょう。
2　適正な労働時間等の管理と走行管理を行うとともに自動車運転者の改善基準を守って、十分な睡眠時間を確保しましょう。
3　乗務開始前に点呼を実施し、疾病・疲労・飲酒状況等の健康状態を確認しましょう。
4　事前に荷役作業の有無、運搬物の重量、適切な荷役用具等を確認し、運転者の疲労に配慮した十分な休憩時間を確保しましょう。

「無災害記録認証制度」について

「無災害記録認証制度」は、一定期間、労働災害を発生させることがなかった事業場に対する記録証であり、事業場からの申請に基づき、都道府県労働局長の推薦により、厚生労働省労働基準局長名で授与されます。
詳しくは埼玉労働局ホームページをご覧ください。

埼玉　無災害記録　検索

R3.11作成

Safe work SAITAMA　埼玉労働局（http://saitama-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/）・労働基準監督署

～入会の御案内～

埼玉県環境産業振興協会に御入会いただくと、次のような会員メリットがあります。

○法令改正、運用、業界などの情報の優先的提供（会報・通知・ＨＰ専用サイト）
○処理業、適正処理に関する相談、排出事業者等への紹介
○講習会・各種研修会の優先的受講（法令・安全衛生・処分・収運・新採者・災害支援）
○総会、７事業委員会・２部会活動を通じた交流・情報交換
○県・政令市との意見交換会への参加（４地区懇談会）
○県との連携事業による自社アピール（３Ｓ運動など）
○法令、運用、課題に関する国・県への要望活動
○許可更新期限の事前通知、許可講習会の案内
○県との防災協定による建設業審査加点
○各種表彰による顕彰、協会の公益的事業による社会的信頼性の増大

１．入会金

(1) 正　会　員　　５０，０００円
(2) 賛 助 会 員　　５０，０００円

２．会　費

(1) 正　会　員（月額）
・業務内容が、収集・運搬のみの者　　６，５００円
・収集・運搬で保管施設を有する者　　８，５００円
・中間処理及び最終処分の施設を有する者　１１，５００円
(2) 賛助会員（口数制の年額）
年１口につき　　５０，０００円

入会は随時受け付けております、詳しくは協会事務局までお問合せください。

一般社団法人
埼玉県 環境産業 振興協会
Saitama Industrial Waste Management Association
〒330-0063　埼玉県さいたま市浦和区本太2-9-24　神野ビル１階
Tel　048－711－1014　　Fax　048－711－7708
http://saitama-sanpai.or.jp/

紙マニフェストの購入は

FAX申込による販売のみとなります！

■ 納品までに1週間程度のお時間をお見込みください

■ 十分余裕をもって御注文くださいますようお願いいたします

■ なお、協会窓口による販売を中止させて頂いております

【FAX での購入方法】

マニフェスト購入申込書に必要事項を記入

↓

購入代金を郵便局で、お振り込み

↓

申込書に「払込受領証」を貼付のうえ、協会へFAX送信

FAX：048-711-7708 ←お間違いのないようにお願いします。

↓

協会から、マニフェスト伝票を発送（宅配便）

※ 送料着払いで発送しますので、送料はご負担願います

マニフェスト購入申込書

①産業廃棄物管理票

《発行元：全国産業資源循環連合会》

種　類		金額（税込）	購入数	協会記入欄
【直行用】7枚複写	単票 手書用	2,600円（1箱 100部）	箱	～ ～
	連続票 ｺﾝﾋﾟｭｰﾀ用	13,000円（1箱 500部）	箱	～ ～
【積替用】8枚複写	単票 手書用	2,600円（1箱 100部）	箱	～ ～
	連続票 ｺﾝﾋﾟｭｰﾀ用	13,000円（1箱 500部）	箱	～ ～

②建設系廃棄物マニフェスト

《発行元：建設六団体副産物対策協議会》

種　類		金額（税込）	購入数	協会記入欄
建設系廃棄物 7枚複写	単票 手書用	2,500円（1箱 100部）	箱	～ ～
	連続票 ｺﾝﾋﾟｭｰﾀ用	12,500円（1箱 500部）	箱	～ ～

申込日	年　月　日		
フリガナ			
会社名			
住　所	〒		
電　話		担当者	

※ 返品・交換は行っておりません。購入の際、再度ご確認下さい

① 購入代金を郵便局でお振込み下さい（手数料ご負担お願いします）
郵便局備付け払込用紙または協会所定払込票をご使用下さい
※ 協会所定払込票はマニフェストに同封して発送しています

② **太枠内を記入し、受領証を添付 してFAXしてください**

③ 確認後、宅急便の送料着払にて発送いたします

《申込先》（一社）埼玉県環境産業振興協会

〒330-0063 さいたま市浦和区本太2―9―24 神野ビル1階

FAX 048-711-7708　TEL 048-711-1014

受領証 貼付欄

【郵便振替】

振込先口座番号

00180-0-765243

一般社団法人

埼玉県環境産業振興協会

協会広報紙・ホームページに広告してみませんか！

① 会報けやきの広告掲載
② 協会ホームページのバナー広告掲載
③ 郵送でのチラシ等の同封発送サービス

一般社団法人埼玉県環境産業振興協会では、会員会社等の情報発信に資するため、会報けやき及び協会ホームページにおいてバナー広告の掲載を募集するほか、「会報けやき」・「協会だより」の発送とともに、事業所等の製品やサービス等を掲載したチラシ等を同封するサービスを行っております。

会報「けやき」は年２回（各６００部）、「協会だより」は、年６回（５００部）発行、協会ＨＰには、年間約３万件のアクセスがあります。

貴社におかれましても、情報発信のツールとして、是非ご活用ください。

掲載等の希望の方やご不明な点等がございましたら、協会事務局までお問合せください。

【広告掲載等の料金表】

①会報けやきの広告掲載（モノクロ）

	Ａ４半ページ	Ａ４全ページ	名刺広告
会　員	２０，０００円	４０，０００円	５，０００円
非会員	６０，０００円	１２０，０００円	１５，０００円

※ カラーについては上表の額に２を乗じた金額となります。

②協会ホームページのバナー広告［トップページ］

	静止画	動画
会　員	２４，０００円／年	４８，０００円／年
非会員	７２，０００円／年	１４４，０００円／年

※ 毎年度当初に年間掲載料を納入して頂きます。一旦納入された掲載料については返金致しかねます。

※ なお、年度途中の掲載については掲載月の翌月から翌３月までの月割料金となります。

③郵送でのチラシ等の同封発送サービス、FAX 一斉通信サービス、メール一斉送信サービス又は協会ホームページ新着情報掲載サービス

	Ａ４サイズ以下（１枚以内）
会　員	２０，０００円／回
非会員	６０，０００円／回

・１枚増える毎に 5,000 円(税込)加算。ただし最大５枚迄。

・折りたたんで、Ａ４サイズ以下でも可。

※ メール一斉送信サービス及び協会ホームページ新着情報掲載サービスの場合、添付ファイルは、原則、総枚数で、１メガバイト以下のＰＤＦのみ。

広告掲載等申込書

年　　月　　日

一般社団法人埼玉県環境産業振興協会 宛

● 申込みを希望する箇所に「○」及び「必要事項」を御記入ください

募 集 内 容		該当箇所に「○」及び必要事項をご記入ください	
①	会報「けやき」の掲載広告	会 員 ／ 非会員	A4半ページ ／ A4全ページ ※ 名刺広告は別様式の申込書を使用して下さい
②	協会ホームページのバナー広告	会 員 ／ 非会員	静止画 ／ 動 画
③	a チラシ等の同封発送サービス	会 員 ／ 非会員	主な内容 ： 枚数: 枚 ／ 重量: g
	b FAX一斉通信サービス	会 員 ／ 非会員	主な内容 ： 枚数: 枚
	c メール一斉送信サービス （添付ファイルは、原則として、1メガバイト以下のPDFのみ）	会 員 ／ 非会員	主な内容 ： 枚数: 枚（A4換算）
	d HP新着情報掲載サービス （添付ファイルは、原則として、1メガバイト以下のPDFのみ）	会 員 ／ 非会員	主な内容 ： 枚数: 枚（A4換算）
		利用料金 合計	円（税込）

貴 社 名			
担当者部署		ふりがな 担当者氏名	
所 在 地	〒		
ＴＥＬ		ＦＡＸ	

【お問合せ・申込先】一般社団法人埼玉県環境産業振興協会
〒330-0063　埼玉県さいたま市浦和区本太 2-9-24　神野ビル１F
ＴＥＬ０４８－７１１－１０１４　ＦＡＸ０４８－７１１－７７０８

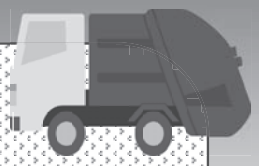

～販売の御案内～

小冊子　収集運搬ドライバーの手引き

購入申込書を協会にFAXでお送りください。

対象

新任や経験の浅いドライバーに活用していただく小冊子

特色

- ドライバーの目線で必要な内容に特化
- 日常業務で発生するトラブルへのヒント
- 平易な記述と具体的な事例を掲載

・A５サイズ
・２４ページ

１冊１００円

―内容―

1　ドライバーの心構え
（1）心構え
（2）お客様への姿勢
（3）身だしなみ
（4）あいさつ
2　産業廃棄物について
廃棄物の区分、産業廃棄物の処理
3　収集運搬の処理基準
処理基準、車両への表示義務、書類の携帯義務
4　マニフェスト
（1）ドライバーが知っておくポイント
（2）記入例
5　交通安全
6　労働安全
（1）心構え
（2）繰り返さない過去の事故
7　トラブルへの対応
（1）接客態度、約束違反へのクレーム
（2）契約と異なる廃棄物の処理を求められた
（3）交通事故を起こした
（4）業務中の体調異常
（5）お客様の構内で事故を起こした
（6）積載物の飛散・流出・漏洩・火災
8　参考
（1）廃棄物の分類
（2）委託契約について
印紙税額一覧表
（3）許可証の見かた
（4）体積から重量換算表
（5）日常点検表

（一社）埼玉県環境産業振興協会　収集運搬活性化事業委員会

（一社）埼玉県環境産業振興協会　あて

収集運搬ドライバーの手引き申込FAX送信票

下記の申込書に御記入の上、合計金額を御振込みいただきFAXしてください。

申込FAX：048-711-7708

収集運搬ドライバーの手引き購入申込書

御社名	
担当課・担当者名	
電話番号	
お送り先	〒

購入部数	部
振込金額	部　×　@100円　＝　　円

【申込・振込み方法】

①購入申込書の太枠内に記入してください。

②購入代金を下記口座番号にお振込み下さい。（手数料ご負担お願いします）

③購入申込書と振込受領書を、事務局にFAX（048-711-7708）してください。

④確認後に宅急便で発送します。

振込先 埼玉りそな銀行 県庁支店	（普通）0496322 一般社団法人　埼玉県環境産業振興協会 会長　小林　増雄

受領書 貼付欄

振込先口座番号

（普通）0496322

一般社団法人
埼玉県環境産業振興協会

申込FAX：048-711-7708

《申込先》（一社）埼玉県環境産業振興協会
〒330-0063　さいたま市浦和区本太2―9―24　神野ビル1階
TEL　048-711-1014

謹賀新年　2022年 元旦

（一社）埼玉県環境産業振興協会 会長　小林　増雄 東武商事㈱ 埼玉県北葛飾郡松伏町ゆめみ野東４－４－４ 電話 048-992-1039	（一社）埼玉県環境産業振興協会 副会長　小柳　明雄 ウム・ヴェルト㈱ 埼玉県加須市栄３６８－１ 電話 0280-23-2641
（一社）埼玉県環境産業振興協会 副会長　齊藤　吉信 ㈱タカヤマ 埼玉県所沢市南永井３７－９ 電話 04-2993-1213	（一社）埼玉県環境産業振興協会 副会長　高澤　謙之 ㈱千佳 埼玉県久喜市久喜中央４－９－８３ 電話 0480-21-8588
（一社）埼玉県環境産業振興協会 副会長　亀井　寿之 亀井産業㈱ 埼玉県熊谷市三ヶ尻４２３６ 電話 048-532-3391	（一社）埼玉県環境産業振興協会 副会長　野崎　鉄也 野崎興業㈱ 埼玉県戸田市笹目北町１５番地の１ 電話 048-421-6666
（一社）埼玉県環境産業振興協会 常任理事　木下　公次 ㈱木下フレンド 埼玉県所沢市東所沢和田３－１－１０ 電話 04-2944-3737	（一社）埼玉県環境産業振興協会 常任理事　関根　執 ㈱協和清掃運輸 埼玉県ふじみ野市駒林１１０１ 電話 049-261-3206
（一社）埼玉県環境産業振興協会 常任理事　福田　寛栄 ㈱アルファサポート 埼玉県北足立郡伊奈町大字小室7065−1 電話 048-795-4404	（一社）埼玉県環境産業振興協会 常任理事　松澤　敏也 ㈱ショーモン 埼玉県久喜市河原井町２７番地 久喜菖蒲工業団地 電話 048-685-6127

謹賀新年　2022年 元旦

（一社）埼玉県環境産業振興協会 常任理事　野寺　貴之 協栄興業㈱ 埼玉県春日部市下柳１４５０番地５ 電話 048-718-0311	（一社）埼玉県環境産業振興協会 常任理事　山口　徹 日興サービス㈱ 埼玉県戸田市笹目北町１４番地１９ 電話 048-421-9431
（一社）埼玉県環境産業振興協会 常任理事　熊倉　毅 ㈱クマクラ 埼玉県新座市畑中３－１－５ 電話 048-489-3211	（一社）埼玉県環境産業振興協会 理事　室久保　貞一 埼玉経済同友会 埼玉県さいたま市大宮区桜木町１－７－５ ソニックシティ１０Ｆ 電話 048-647-4000
（一社）埼玉県環境産業振興協会 理事　友野　浄二 ㈱トモノ 埼玉県白岡市篠津９５５－１ 電話 0480-90-4511	（一社）埼玉県環境産業振興協会 理事　新井　勉 埼玉県環境保全連絡協議会 埼玉県庁（大気環境課内） 電話 048-830-3055
（一社）埼玉県環境産業振興協会 理事　石坂　典子 石坂産業㈱ 埼玉県入間郡三芳町上富１５８９－２ 電話 049-259-5800	（一社）埼玉県環境産業振興協会 理事　今野　勇 ㈲丸新 埼玉県吉川市三輪野江２３９３番地 電話 048-981-2274
（一社）埼玉県環境産業振興協会 理事　宮田　仁史 ㈱ケイ・エム環境 埼玉県吉川市大字三輪野江２３００番地１ 電話 048-984-5101	（一社）埼玉県環境産業振興協会 理事　山口　能弘 ㈱山口組 埼玉県秩父市大野原１３３３ 電話 0494-22-4747

謹賀新年　2022年 元旦

（一社）埼玉県環境産業振興協会 理事　梁川　哲 新和環境㈱ 東京都新宿区西早稲田２丁目２１番１２号 電話 03-3208-5047	（一社）埼玉県環境産業振興協会 理事　桑原　幹夫 ㈱クワバラ・パンぷキン 埼玉県さいたま市中央区本町西4−11−10 電話 048-852-7496
（一社）埼玉県環境産業振興協会 監事　石坂　健一 石坂税務会計事務所 埼玉県さいたま市浦和区本太１－３９－２ 電話 048-887-1221	（一社）埼玉県環境産業振興協会 監事　小見山　銀蔵 ㈱小見山商事 埼玉県狭山市広瀬台２丁目７番３号 電話 04-2953-8841
（一社）埼玉県環境産業振興協会 正会員 ㈱タケエイ 代表取締役社長　阿部　光男 東京都港区芝公園2-4-1　A-10階 電話 03-6361-6830	（一社）埼玉県環境産業振興協会 正会員 牛歩から今年は社員一同新規トライ！ ㈱共栄サービス 代表取締役　諸橋　宏則 千葉県野田市上三ケ尾２６８番地の２ 電話 04-7121-6703
（一社）埼玉県環境産業振興協会 正会員 ㈱ウチダ 代表取締役　内田　一二三 埼玉県ふじみ野市駒林１８ 電話 049-263-9777	（一社）埼玉県環境産業振興協会 正会員 ㈱コーエイクリーン 代表取締役　渡部　潤也 埼玉県八潮市木曽根５４６番地１ 電話 048-994-1153
（一社）埼玉県環境産業振興協会 正会員 ㈱山一商事 代表取締役　松本　大輔 東京都港区六本木７丁目１５－１４ 電話 03-3423-8113	（一社）埼玉県環境産業振興協会 正会員 ㈱タイセイリサイクル 代表取締役　千田　英浩 埼玉県所沢市南永井５７８番地１ 電話 04-2945-1190

謹賀新年　2022年 元旦

（一社）埼玉県環境産業振興協会
正会員

㈱シタラ興産
代表取締役　設楽　竜也
埼玉県深谷市折之口１７８８－１
電話 048-574-0310

（一社）埼玉県環境産業振興協会
正会員

㈱スズセイ
代表取締役　宮田　仁史
埼玉県吉川市大字三輪野江２３００－１
電話 048-984-2601

（一社）埼玉県環境産業振興協会
正会員

焼却施設あります。御相談ください。

㈱山栄商事
代表取締役　山田　淳
埼玉県坂戸市善能寺４５８
電話 049-289-0550

（一社）埼玉県環境産業振興協会
正会員

埼玉県SDGsパートナー

東武環境センター㈱
代表取締役　中脇　周一
埼玉県八潮市西袋６２１番地５
電話 048-925-8741

（一社）埼玉県環境産業振興協会
正会員

日頃の御愛顧に感謝申し上げます

㈱ナンセイ
代表取締役　稲福　誠
東京都江戸川区中葛西５－２０－７
電話 03-3877-5026

（一社）埼玉県環境産業振興協会
正会員

産廃処理と鉄・非鉄の買取

㈱丸栄
代表取締役　諏訪　丈晴
埼玉県久喜市桜田５－１８－９
電話 0480-58-1027

（一社）埼玉県環境産業振興協会
正会員

リサイクルは新しい未来のエネルギー

㈱内山商事
代表取締役　中林和彦
埼玉県川口市弥平3－7－17
電話 048-223-2861

（一社）埼玉県環境産業振興協会
正会員

クリーンサービス㈱
代表取締役　佐藤　高紀
埼玉県所沢市南永井５７８番地１
電話 04-2945-1190

（一社）埼玉県環境産業振興協会
正会員

㈱国分商会
代表取締役　池田正信
埼玉県熊谷市万吉2643－1
電話 048-536-1564

（一社）埼玉県環境産業振興協会
正会員

１００％リサイクルでSDGs

栄鉄鋼商事㈱
代表取締役　千田　英浩
埼玉県所沢市南永井５７８番地１
電話 04-2945-1190

謹賀新年　2022年 元旦

（一社）埼玉県環境産業振興協会

会　　長	小林　増雄
専務理事	半田　順春
常務理事	金子昌一郎
参　　事	高橋　秀幸
事業課長	石田　朋樹
主　　任	森田　洋子
主　　事	駒井　知子

普及指導事業委員会

担当副会長	齊藤　吉信		
委員長	木下　公次		
理　事	石坂　典子		
理　事	今野　　勇		
理　事	山口　能弘		
理　事	桑原　幹夫		
委　員	遠藤　徳道	増尾　孝義	
	矢島　孝昭	武笠　智行	
	関口　弘幸	設楽　竜也	
	山崎　　操		

会報
けやき
No. 88
2022.1

発　　行　（一社）埼玉県環境産業振興協会
〒330-0052
さいたま市浦和区本太2-9-24
神野ビル1F
電　話　048（711）1014㈹
発 行 人　小 林 増 雄
編　　集　普及指導事業委員会
編集協力・制作　共進印刷株式会社

ショーモン

本格的資源循環工場
サーマルリサイクルにより
年間2,300トンのCO_2を削減します!!

は廃棄物処理の新しいステージに挑戦します！

- 資源循環工場ミッションランドでは、リサイクルに向かない廃棄物を焼却処理しており、その処理能力は1日80トンに及びます。
- 発生する熱をサーマルリサイクルとして回収することにより、最大720kwの発電が可能です。
- これにより、年間2,300トンのCO2削減が可能となります。

安全で快適な環境のサポート

株式会社ショーモン

本社／さいたま市見沼区片柳1045-1
ミッションランド／久喜市河原井町27 久喜菖蒲工業団地内
http://www.shomon.co.jp

Fun to Share
みんなでシェアして、低炭素社会へ。

0120-14-5383

（※随時、工場見学を実施しております。見学をご希望される方は、営業担当までお問い合わせください。）

優良産廃処理業者認定制度の取得企業です。

循環型社会の創造に取り組むお客様のニーズに対し、

技術と誠意でサポートさせて頂きます。

熱圧縮減容成形機

ウエストポーター

プラスチックに紙屑、木屑等を混合した可燃性物質を比重1前後のソーセージ型の固形燃料(RPF)にします。保管場所及び運搬コストを大幅に削減することが出来ます。

1.スクリューは6角形スクリュー軸に差込方式且つ分割式の為、メンテナンスが容易です。
2.センサー管理の安全タイプ。
3.ノズルを用途に応じてセットし、直径25mm～150mmの固形燃料(RPF)が出来ます。

油圧式破砕機

マイティクラッシャー

可燃性の粗大ゴミを効率よく粗破砕する装置。破砕刃付きのカートリッジ式シャフト2本が正転・逆転しながら200mm～300mm角前後のサイズに効率よく破砕。破砕ローターは低速回転で運転する為、振動、騒音が少なく、設置場所の選定が容易。

一軸式破砕機

バイトローター

プラスチック、紙類等の軟質系から木材等の硬質系廃棄物を効率よく破砕します。スクリーンを交換する事により粒度調整が可能。破砕室スライドゲートを開放する事で刃物交換が容易に出来る事や異物が簡単に排出できます。

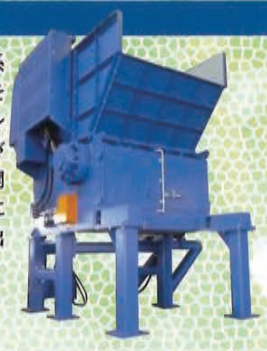

木質ペレット造粒機

Tペレッタ

複列駆動方式の採用によりコンパクトでありながら低出力から高出力まで多段切換えが可能なため環境にやさしい省エネ運転が可能。ペレットのサイズはφ6～20mm程度。

建設系廃棄物選別機

ホッピングセパレーター

比重差、風力、振動テーブルにより嵩張る廃棄物を選別します。重量物、軽量物、残渣と一台の装置で選別するため人件費の削減にもつながります。RPF製造設備の前処理としても使われます。

一軸破砕機

ロータリーハンマー

衝撃式破砕方式の為、せん断方式では困難な廃家電・木材・外壁材等の硬質系廃棄物を瞬時破砕処理。スクリーンの交換により粒度の選別が可能。

タジリの各種再資源化プラント

- RPF(固形燃料)製造プラント
- 焼却前処理破砕プラント
- 破砕選別プラント
- 缶・ビン選別プラント
- 産業廃棄物資源化プラント
- 木質バイオマス燃料製造プラント
- 各種リサイクルプラント

製造・発売元

TAZIRI

株式会社 タジリ

〒369-1108 埼玉県深谷市田中357－1
TEL.048-583-3525 FAX.048-583-3527
URL http://www.tajiri.co.jp
E-mail info@tajiri.co.jp

MSA MSA-QS-3241 平成16年12月ISO9001取得 JAB QMS Accreditation R023

一般社団法人
埼玉県 環境産業 振興協会
Saitama Industrial Waste Management Association

〒330-0052 埼玉県さいたま市浦和区本太2-9-24 神野ビル1F
[TEL] 048-711-1014 [FAX] 048-711-7708
[E-mail] info@saitama-sanpai.or.jp